

令和 7 年村上市議会第 1 回定例会会議録（第 1 号）

○議事日程 第 1 号

令和 7 年 2 月 2 5 日（火曜日） 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議会報第 1 号 定期監査結果報告について
- 第 5 議会報第 2 号 財政援助団体監査結果報告について
- 第 6 請願第 1 号 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める請願
- 第 7 請願第 2 号 学校給食無償化実施の意見書採択を求める請願書
- 第 8 報第 3 号 専決処分の報告について
報第 4 号 専決処分の報告について
報第 5 号 専決処分の報告について
報第 6 号 専決処分の報告について
報第 7 号 専決処分の報告について
報第 8 号 専決処分の報告について
- 第 9 議第 2 号 村上市教育長の任命について
- 第 1 0 議第 3 号 村上市教育委員会委員の任命について
- 第 1 1 議第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
議第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 1 2 令和 7 年度村上市施政方針
- 第 1 3 議第 6 号 令和 7 年度村上市一般会計予算
議第 7 号 令和 7 年度村上市土地取得特別会計予算
議第 8 号 令和 7 年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第 9 号 令和 7 年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第 1 0 号 令和 7 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第 1 1 号 令和 7 年度村上市介護保険特別会計予算
議第 1 2 号 令和 7 年度村上市上水道事業会計予算
議第 1 3 号 令和 7 年度村上市簡易水道事業会計予算
議第 1 4 号 令和 7 年度村上市下水道事業会計予算
- 第 1 4 議第 1 5 号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について

- 議第 1 6 号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
- 議第 1 7 号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議第 1 8 号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議第 1 9 号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議第 2 0 号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議第 2 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 1 5 議第 2 2 号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 3 号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 4 号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 5 号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 6 号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 7 号 村上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 8 号 市有財産の処分について
- 第 1 6 議第 2 9 号 村上市犯罪被害者等支援条例制定について
- 議第 3 0 号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 1 号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 2 号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 3 号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 7 議第 3 4 号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 5 号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 6 号 村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 7 号 山北林業センター条例を廃止する条例制定について
- 第 1 8 議第 3 8 号 令和 6 年度村上市一般会計補正予算（第 1 6 号）
- 第 1 9 議第 3 9 号 令和 6 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 4 0 号 令和 6 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議第41号 令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第42号 令和6年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

1番	魚	野	ル	ミ	君	2番	佐	藤	憲	昭	君	
3番	野	村	美	佐	子	君	4番	富	樫	光	七	君
5番	上	村	正	朗	君	6番	菅	井	晋	一	君	
7番	富	樫	雅	男	君	8番	高	田		晃	君	
9番	小	杉	武	仁	君	10番	河	村	幸	雄	君	
11番	渡	辺		昌	君	12番	尾	形	修	平	君	
13番	鈴	木	一	之	君	14番	鈴	木	い	せ	子	君
15番	川	村	敏	晴	君	16番	姫	路		敏	君	
17番	長	谷	川	孝	君	18番	大	滝	国	吉	君	
19番	山	田		勉	君	20番	三	田	敏	秋	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	高	橋	邦	芳	君					
副	市	長	大	滝	敏	文	君				
教	育	長	遠	藤	友	春	君				
政	策	監	須	賀	光	利	君				
総	務	課	長	谷	部	俊	一	君			
財	政	課	長	榎	本	治	生	君			
企	画	戦	略	課	長	山	田	美	和	子	君
税	務	課	長	永	田		満	君			
市	民	課	長	小	川	一	幸	君			
環	境	課	長	阿	部	正	昭	君			
保	健	医	療	課	長	押	切	和	美	君	
介	護	高	齢	課	長	志	田	淳	一	君	

福 祉 課 長	太	田	秀	哉	君
こ ど も 課 長	山	田	昌	実	君
農 林 水 産 課 長	小	川	良	和	君
地 域 経 済 長	富	樫		充	君
観 光 課 長	田	中	章	穂	君
建 設 課 長	須	貝	民	雄	君
都 市 計 画 課 長	大	西		敏	君
上 下 水 道 課 長	稲	垣	秀	和	君
会 計 管 理 者	大	滝		豊	君
農 業 委 員 会 長	高	橋	雄	大	君
事 務 局 代 表 監 査 委 員	穴	戸	由 喜 夫		君
選 管 ・ 監 査 長	木	村	俊	彦	君
消 防 長	田	中	一	栄	君
学 校 教 育 課 長	小	川	智	也	君
生 涯 学 習 課 長	平	山	祐	子	君
荒 川 支 所 長	平	田	智 枝	子	君
神 林 支 所 長	瀬	賀		豪	君
朝 日 支 所 長	五 十	嵐	忠	幸	君
山 北 支 所 長	大	滝	き く	み	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	内	山	治	夫
事 務 局 次 長	鈴	木		渉
書 記	中	山		航

午前１０時００分 開 会

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和７年第１回定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、１番、魚野ルミさん、１３番、鈴木一之君を指名いたします。御了承を願います。

日程第２ 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

去る２月１８日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいた結果、今定例会の会期はお手元に配付の会期及び日程案のとおり、本日から２５日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から３月２１日までの２５日間と決定をいたしました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第３、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、今冬における降雪の状況につきまして御報告をいたします。昨年１２月８日の大雪により、朝日地域の山間部を中心に停電や倒木などが多発し、その後、年明けからの降雪予報により、本年１月９日には国道７号で予防的通行止めを実施したわけではありますが、複数の行政区で停電が発生するなど、降雪による障害が発生したところであります。また、２月５日から７日にかけて再び大雪となり、累計降雪量はおおむね平年並みではあるものの、短期間にまとまった大量の雪が降る状況が続いています。各地での積雪量の増加に加え、その後急激に気温上昇することで道路状態が悪化するなど、緊急に除排雪作業を行う必要が生じるなど、作業に多くの時間を要しているところであります。除雪事業者の皆様には、昼夜を問わず除雪作業に従事していただいているところであり

まして、心より感謝を申し上げる次第であります。こうした状況を受け、2月14日付で不足が見込まれる除排雪に係る経費についての補正予算を専決処分したところであります。引き続き、今後の降雪状況を注視しながら、安心・安全な市民生活の確保はもちろんでありますが、道路ネットワークの維持・確保に努めてまいります。

次に、令和4年8月3日から的大雨及び令和6年9月20日から的大雨による災害につきまして、災害復旧状況を御報告いたします。令和4年8月3日から的大雨災害による本年1月末現在での復旧工事の状況は、道路・河川等の公共土木施設で91.1%、上下水道施設では水道施設並びに下水道施設双方で100%の復旧を終えております。農地・農業用施設では99.0%、林業施設では97.9%、全体といたしましては97.8%の進捗となっており、順調に推移をしているところであります。一部、県の復旧工事との取り合いの関係や新たに改良型で施工する復旧工事については、令和7年度以降に実施する復旧工事もあるわけでありましたが、今年度末において市民生活への支障及び農業・林業の施業に影響を及ぼす支障は全て解消できる見通しであります。

令和6年9月20日から的大雨による本年1月末現在での復旧工事の状況は、道路・河川等の公共土木施設で85.4%、農地・農業用施設では74.6%、林業施設では70.5%となっており、全体といたしましては77.4%の進捗となっております。引き続き、一日も早く復旧することができるよう全力で取り組んでまいります。

次に、絵本「小岩内のきせき」の完成について報告をいたします。令和4年8月3日から的大雨による災害では、市内全域において甚大な被害に見舞われたところでありますが、特に小岩内集落は大量の土石流が押し寄せ、住宅や車が流されるなど大きな被害を受けました。そうした中、小岩内集落では、これほど大きな災害にもかかわらず、誰一人命を落とすことがありませんでした。これを「小岩内のきせき」として、この災害の記憶と教訓を風化させることなく、次の時代を担う子供たちをはじめ広く後世に伝えるため、絵本を制作したところであります。絵本の制作につきましては、昨年1月31日に新潟デザイン専門学校と絵本制作に関する協定を締結し、クリエイティブデザイン科の3年生9名の学生諸君から御協力をいただいたところであります。昨年4月から小岩内の皆さんからの聞き取りや、5月には小岩内の現場に取材を行い、絵本のストーリーや挿絵の制作に携わっていただきました。構想から約1年、小岩内での取材活動、ストーリーや挿絵の制作に取り組んでいただき、このたび絵本が完成し、2月18日に完成報告会を開催をいたしましたところであります。絵本の活用につきましては、市内小・中学校や保育園、図書館、これまで御協力をいただいた自治体や関係機関に配布を予定しておりますし、誰でも御覧いただけるよう市のホームページにもアップしております。この絵本が多くの方の目に触れることにより、災害からの教訓を自ら事として捉え、防災意識の高まりにつながることを期待しているところであります。

次に、財政健全化集中取組期間における取組状況につきまして御報告申し上げます。本市は、令和6年度から令和8年度までの3年間で財政健全化集中取組期間と位置づけ、多方面からの歳入・

歳出の見直しによる収支バランスの均衡化に取り組んでいるところであります。これまでの事業レビューにより20事業の見直しを行い、既に取り組んでいる基金の債券による運用、各支所の警備業務の見直し、ふるさと納税の返礼品拡充などを含め、全体で1億2,600万円の経費の縮減を実現できる見通しであります。このほか新たな取組といたしまして、Jクレジットの販売、一般封筒への有料広告掲載といった歳入確保策について事業実施することと予定していることから、歳出の抑制効果と併せ、財政健全化の取組をさらに推し進めることができるものと考えているところであります。いずれの取組につきましても、少子高齢化や働き方改革が進む中で、市民へのサービスを低下させることなく、事業効果と経費のバランスが高い次元で達成されるよう取り組んでまいります。

次に、上下水道料金の改定につきまして御報告申し上げます。上下水道事業の安定的かつ持続的な運営に向け、上下水道料金の改定等につきましては上下水道事業審議会へ諮問し、昨年、令和6年10月22日に答申をいただいたところであり、健全な事業運営のためには、水道料金を平均14.4%、下水道使用料を平均34%、それぞれ値上げすることが必要であるとの答申があったところであります。審議会からは、速やかに改定を実施するよう御意見をいただいたところでありますが、大幅な料金改定となり、市民生活のほか、市内宿泊業や食品加工業などの事業活動にも大きな影響が及ぶものと考えられるところであります。市民並びに大口需要家に対しましては、今後丁寧な説明を行うこととして予定しているところであります。明日以降、市民説明会の開催をスタートさせ、加えて大口需要家への周知を行ってまいります。その上で、現在のところ令和8年6月の改定を目途に準備を進めているところであります。上下水道事業というライフラインの安定的な運営を確保し、将来にわたり持続可能なまちであり続けるための取組でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、村上総合病院の分娩休止に対する花角新潟県知事への要望につきまして御報告をいたします。JA新潟厚生連村上総合病院の分娩休止を受け、転院先でも安心して分娩することができるよう、分娩に伴う交通費や宿泊費に対する補助金などを新たに創設し、さきに招集をいたしました令和7年第1回臨時会において、関連予算について御議決をいただいたところであります。その後、令和7年1月21日には花角知事と面会し、今回の事態についての説明を申し上げ、県からの支援を強く求めたところであります。花角知事からは、最大限の支援を検討していくとの言葉をいただいたところであります。現在、市の支援制度並びに国・県の支援制度の整理を行っているところでありまして、本市において何も心配することなく、安心して子供を産むことのできる環境を提供できるよう取り組んでまいることといたしているところであります。その上で、引き続きあらゆる機会を通じて国や県へのさらなる支援を要望していくとともに、分娩機能の早期の再開はもちろんですが、必要とされる地域医療の維持・確保に向けて取り組んでまいります。

次に、JA新潟厚生連への支援につきまして御報告をいたします。JA新潟厚生連につきましては、本県医療の中核を担うとともに、離島や中山間地域など経営が難しい地域で医療を提供してお

り、本県の地域医療にとって欠くことのできない役割を果たしているところでありますが、医療制度の改定や働き方改革、人口減少、少子高齢化などの環境変化のため、患者数の減少や収益の低下が続いており、多額の損失が見込まれることについて昨年7月に公表されたところであります。そうした中、先日2月6日に、J A新潟厚生連に対する支援に関し、花角知事と厚生連病院が所在する県内9市により面談を行ったところであります。花角知事からは、J A新潟厚生連に対して10億円程度の財政支援をすることで最終調整に入るとの回答があり、先日公表された県の令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において、厚生連への経営改革支援として10億9,200万円の支援が提案されたところであります。面談当日、出席したJ A新潟厚生連の塚田理事長からは、財政支援に対する感謝と抜本的な経営改革を進める決意について発言があったところであります。

J A新潟厚生連の経営状況につきましては、3年間の経営改善プランに基づいた経営の安定化に取り組むことが公表されているところでありますが、厚生連病院の所在する関係市におきましても経営改善プランについて注視をしておりますが、県に対しましてもこの期間における財政支援の継続を求めているところであります。こうした実情を踏まえ、国に対しましては、不採算医療や僻地医療を担う厚生病院をはじめとした公的病院や、そうした地方の病院に従事する医師をはじめとした医療スタッフに対する処遇改善のための診療報酬体系の見直しや、支援制度の拡充について要望しております。

次に、村上市消防団の日本消防協会特別表彰「まとい」受賞につきまして御報告をいたします。このたび公益財団法人日本消防協会より、村上市消防団が団体表彰の最高位となる特別表彰「まとい」を受賞することが決定をしたと通知があったところであります。この表彰は、消防団として最も名誉ある表彰であり、全国消防操法大会出場実績などの厳しい条件を満たした上で、10年以上の長期間にわたって極めて優秀な成績を維持し、他の模範としてふさわしい団体であると認められる消防団に授与される賞であります。新潟県では8番目の受賞となり、表彰式は令和7年3月7日に開催される第77回日本消防協会定例表彰式で行われる予定であります。このたびの受賞は、村上市消防団の日頃からの鍛錬のたまものであり、市民の安全・安心のために日夜活動いただいている団員の皆様に対し、深い敬意と心からの称賛をお送りしたいと考えているところであります。引き続き、本市の消防力の向上と防災力の強化のため、御尽力をいただきますようお願いを申し上げる次第であります。

次に、令和6年第4回定例会で御報告申し上げた以後の各報告事項につきましては、配付の資料のとおりとなっております。火災の発生状況につきましては、建物火災2件の発生となっております。寄附のお申出につきましては、配付資料のとおりであり、多くの方から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、令和6年11月から令和7年1月までの間に1万4,711件、3億8,834万2,743円のお申込みをお受けすることができました。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

5 番、上村正朗君。

○5 番（上村正朗君）　大変御苦労さまでございます。1 点、地域医療の関係でお聞かせいただきたいと思います。

村上病院の分娩機能の休止ですとか、J A新潟厚生連への財政的な支援ということで、不採算部門とか、過疎地域における地域医療をしっかり守っていかなくてはいけないという市長の決意お聞かせいただいたわけですが、あわせて県立の坂町病院の外科が3 月いっぱい終わるとい、手術の対応ができなくなるという状況も聞いていますので、まずそれに対する評価とか、あと村上総合病院の機能ともこれ密接に関係する問題だと思いますので、県立病院で外科がなくなってしまう、手術の対応ができなくなってしまうという状況が4 月以降あるように聞いておりますので、地域医療の維持・強化という観点からちょっと市長の御所見をお伺いしたいのですが。

○議長（三田敏秋君）　市長。

○市長（高橋邦芳君）　4 月以降、坂町病院で外科の手術ができなくなるというお話は私承知しておりますので、直ちに調査をさせていただきたいと思いますが、県とは常にそういう情報共有につきましてはしっかりとやってくれという話はしているのですが、今ちょっと驚きを感じているわけでありまして、その上で、これは分娩だけにかかわらず、各診療科全てそういう状況に実はなっています。具体的に申し上げますと、例えば働き方改革で、医師の体制が今まで1 人、2 人、3 人でできていたところが5 人、6 人、7 人でやらないと回っていかないという、そういう仕組みになります。これは、新潟大学もそうでありまして、医学部のほうからの情報提供として、そういう形でこの4 月以降やるよと。その影響があって、今の外科医の部分もそうなるのかもしれない。これは、我が村上市を含む医療圏だけでなく、全県にわたってそういう状況に実はなっておりまして、そのことにつきましては、県の福祉保健部、また知事も含めてであります、共有をさせていただいております。いずれにしても、そういった全体の制度、働き方改革が進むことによって、医師の数そのものが足りなくなっている。それと、今専攻医中心になった診療になっていますので、チームで当たらなければならないということで、1 人のドクターだけでは対応できないという状況も実はあります。そうしたところを、時間がかかる部分、また足元の部分、これを徹底的にやっていきたいと思いますということで、先日も地域医療の会議の中でその話を発言はさせていただきました。

私の受け止めとしては、まさに現場を預かる自治体の長、これは全て30 市町村長がみんな同じだと思いますけれども、最前線で地域の医療を守るという立場でいるわけでありまして、そこにしっかりとしたインフラ、要するに医療資源を供給できる体制をつくっていく、これがまず一つの考え方です。ただ、その投入する医療資源というものが限られたものであります。これは、日

本全体でそれをコントロールしていただかなければならないということで、実はまた令和８年度に診療報酬改定があるわけでありますけれども、その前に、それを待たずに、何とかして僻地、また不採算医療を担っているところに従事をするドクターに対する、医師に対する、医療スタッフに対する支援策を直ちに講じるべきでないかということは、これは徹底的に国にお願いをしていくということで、これは県とのスタンスも合わせていますので、歩みを止めることなくやっていきたいというふうに思っております。幸い、国のほうでもそういう受皿の窓口が実は内閣府のほうにありますので、そういうところを通じながら、一刻も早くそういう体制が整うような形、これがまず目指すことの、私の所管として今受け止めにさせていただきました。その上で、地域医療構想、これは待ったなしでありますので、今上越で進んでおりますけれども、この地域全く動いていません。ですから、そのところは徹底的にやってくれということも先日知事にも申し上げてきたところであります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○５番（上村正朗君） そういうことで、地域医療を支える公的な病院、村上総合病院、それから県立坂町病院、非常に大事な役割を果たしていると思いますので、そこで外科の診療がなくなるということは非常に大きなことだと思いますので、もちろん公に情報出たわけではありませんので、ぜひ情報の収集と今後の対応をよろしくお願いしたいということをお願いしまして、質問を終わります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） １６番、姫路敏君。

○１６番（姫路 敏君） 御苦労さまです。厚生連関係の、市長から今お話あった県のほうで１０億円を支援するということで、３年間の経営改善プランを基にしてということなのですが、たしか新聞でちょっと確認したときには、関連市町村も合わせて１０億円くらいという話が出ていたと思うのですが、それはどのようなになっておりますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先般記者会見でも公表させていただきましたけれども、県の１０億円というのは今のところ、先ほど私が申し上げましたとおり、知事のほうからは３年間の経営改善計画期間、県が応援するよという言葉質まだ取れていませんので、それは徹底的に我々と足並み合わせてくれということで、我々はまず６市でこの３年間は応援しようということの足並みはそろえさせていただいております。その上で、実はこれまでも交付税に算入される分、特交分に算入される分、それに付け足しをして、約２．２億円程度ですか、これはもう既に入っているのです。それが６市、また９市になりますので、新潟市さん、上越市さん、長岡市さんを入れると、それがトータルで約９億円になるよという状況であります。そうした中で、当然病床数によって大きさが違いますので、村上市の場合は１病床当たり７２万円を今掛けさせていただきますと、約１．４億円になりますけれども、

その分の半分を今回の県制度の10億円の支援策で2分の1、地元自治体で2分の1ということで、7,000万円の応援をしようということだったのですが、それは今回の当初予算で7,000万円のうちの4,000万円を提案をさせていただいております。この後、令和7年度予算の補正でまた追加の3,000万円をお願いすることになると思いますけれども、そういった形でまず進めていこうという形で、ですから各自治体、6市プラス3市で9市の支援、額は若干異なりますけれども、病床数によって異なりますけれども、そういった状況であります。ですから、令和7年度全体としては、例えば病院輪番制とか、医療設備の導入ですとか、医師の派遣に対する公的支援、宿泊支援、待機寮の支援、これを合わせますと、村上市で大体2.5億円ほど村上総合病院に支援をするという予定で今準備を進めているところであります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） それと、1月の末に県のほうに、1月の末か、ちょっと聞き間違ったかもしれませんが、交通費、宿泊費についてみれば臨時会で、それ当初30万円だったのですけれども、それは通っているわけですが、県のほうでは具体的な数字というか、宿泊費とか交通費、これに関してみれば、市のほうに県の支出金として出て市がやるのか、それとも県が独自にまたやるのか、この辺のことはどうなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 3月の中旬以降これがまさに動き始めますので、先日県のほうからは新たに3個の支援についても、これまで県制度はなかったのですが、それをつけますというお話をいただきました。あと加えて、付添人の支援でありますとか、そういうものもつけますというお話はいただいております。その辺の細かいところの整理はこれからということで、先ほど現在国・県・市の支援制度について整理をさせていただいているということを申し上げております。知事のほうからは、もう最大限の支援をしていこうということでお話いただいておりますので、そのところを前提にする。資金のかかった経費についてどういうふうな形で支給をするのかというところの詳細については、今それを詰めている最中だということをお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 村上総合病院に関してみれば、村上市にあるわけですから、逆に村上からの、市からの支援を最大限にやって、そして後で県からいただくような形になると、物すごく身近でというか、マッチした形で動けるかと思うので、そういうことも踏まえてよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 議会報第1号 定期監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議会報第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。
直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議会報第2号 財政援助団体監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第6 請願第1号 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第6、請願第1号 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり総務文教委員会に付託をいたします。

日程第7 請願第2号 学校給食無償化実施の意見書採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第7、請願第2号 学校給食無償化実施の意見書採択を求める請願書を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

5番、上村正朗君。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） おはようございます。新緑会の上村正朗でございます。請願第2号 学校給食無償化実施の意見書採択を求める請願書につきまして、請願紹介議員として若干の補足説明をさせていただきます。

学校給食無償化は、全ての子供たちが平等に栄養バランスの取れた学校給食を食べることができ、経済的な困難から子供の健康や学習機会が損なわれることがないようにするとともに、保護者の経済的な負担を減らして子育てを応援するための大切な施策であると考えます。本市においても、来

年度の一般会計予算において、４月から６月までの期間、小・中学校の学校給食を無償化する予算が計上されているところであります。全国でも多くの自治体が学校給食の無償化を実施しています。令和５年９月時点で、自治体独自の無償化を実施している自治体は、全国１,７９４自治体のうち７２２自治体で、全体の約４０％を占めています。しかし、その財源として地方創生臨時交付金やふるさと納税を活用している自治体も多く、財政的な持続可能性が課題とされており、国における施策化が求められているところであります。

このような状況の下、今月１７日に開催された衆議院予算委員会において、石破首相は小学校の給食無償化について、２０２６年以降できる限り早期の制度化を目指したいと表明し、中学校給食についても可能な限り速やかに実現したいと述べました。国においても、学校給食の無償化実現に向けて大きな一歩を踏み出したものと言えると思います。この動きをさらに確実なものとする上でも、全国多くの地域から学校給食を求める住民の声を議会の意見書という形で国に届け、国の動きを後押しすることが大切であると考えているところであります。

以上、本請願の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますことをお願い申し上げまして、紹介議員としての補足説明とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第２号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第８　報第３号　専決処分の報告について

報第４号　専決処分の報告について

報第５号　専決処分の報告について

報第６号　専決処分の報告について

報第７号　専決処分の報告について

報第８号　専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君）　日程第８、報第３号から報第８号までの６件は、いずれも専決処分の報告についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長　高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君）　ただいま上程をいただきました報第３号から報第８号までの６議案につきまして、一括して御報告を申し上げます。

これらは、いずれも50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしたものであります。

初めに、報第3号は、令和6年12月20日に、北新保地内のお幕場森林公園において、職員が国道345号側に張り出した立ち木の枝を切り落とす作業の際に、枝の落下を防止する措置を確実に行わなかったため、同国道の転落防止柵に枝が落下し、柵を破損させたものであります。本件は、作業における安全対策が十分でなかったために発生したものであり、相手方の責めに帰すべき理由も認められないため、修繕費として11万円を賠償するものであります。

次に、報第4号から報第8号までの5議案につきましては、いずれも介護予防・生活支援サービス及び生活支援体制整備事業における消費税の誤払いに関する賠償金についてであります。介護予防・生活支援サービス事業等につきましては本来非課税であるところ、市は委託料に消費税相当額を加算して請負業者に支払ったものであり、相手方となる請負業者からは当該額を市へ返還することといたしたところであります。これに伴い、相手方は消費税の更正手続が必要となりましたが、当該事業の委託費に係る消費税の取扱いに関し、市側の認識が不足していたこと並びに相手方にも消費税制度の理解不足があったことから、過失割合を双方50%とし、消費税更正の請求手続に係る税理士費用として、報第4号では6万500円を、報第5号では2万7,500円を、報第6号では2万4,750円を、報第7号では8万8,000円を、報第8号では1万9,250円をそれぞれ賠償金として支払うものであります。なお、本件につきましては、それぞれ事業者との示談が成立したことから、このたび御報告するものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 御苦労さまです。誤払いの件なのですが、全員協議会のときに5年分とかって言っていた説明聞いたような気がするのですが、これは5年分ですか、全部。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） 今回のものにつきましては、5年分ということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 全部5年分ということの認識でいいかなと思うのですが、税務署の決算というのは5年分から大体遡って調べに入ったりしますけれども、という意味合いで5年分ということですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） このたび5年分といいますのは、あくまで今回の消費税相当額の返還を求めるということで案件がございましたけれども、こちらにつきましては民法の規定、これは不当利得返還請求ということになります。この不当利得返還請求といいますのが、請求の範囲でござ

いますけれども、利益の存する限度においてということになっております。利益の存する限度というのが具体的にどういうケースになりますかといいますと、今回のケースに当てはめると、還付申告が可能な期間が5年ということでございますので、還付申告が可能な5年間を今回請求の範囲にさせていただきます。それに伴って、税の還付申告にかかった税理士費用、こちらを折半させていただきますということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 頭が悪いので、よく分からないのですけれども、取りあえず過去に遡って5年分やったということなのでしょうね。市長、どうですか。それでよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） そうなのです。それこそ消費税賦課するという形で委託契約結んでいたものを、本来は非課税団体に対してまでもやっていたということで、それで遡りました。遡り、民法上の規定で5年間ということで、双方の賠償責任が発生するということで、これまでも随分時間かけてお話をしてきました。事業者にしてみれば、えっ、それあなたたちが請求したのでしょうという話になるわけでありますので、それを戻すのは大変だったのですけれども、何とか御納得をいただいて、法で予定されている期間についての損害賠償について、合意をいただきながら示談をさせていただいたということであります。

○16番（姫路 敏君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第9 議第2号 村上市教育長の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第2号 村上市教育長の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第2号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、村上市教育長の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意を求めるものであります。

本年、令和7年5月20日をもって任期満了となります教育長、遠藤友春氏について適任と考え、引き続き教育長として任命しようとするものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間であります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに無記名投票により採決をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで無記名投票により採決をいたします。
議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田敏秋君）　ただいまの出席議員数は、議長を除き19名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田敏秋君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田敏秋君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、本案を可とする者は賛成と、本案を否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、その点特に御注意を願います。

それでは、点呼を行います。

〔点呼により順次投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三田敏秋君）　開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、1番、魚野ルミさん、13番、鈴木一之君を指名します。

両人の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（三田敏秋君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成17票、反対2票、以上のとおりであります。

よって、議第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第10 議第3号 村上市教育委員会委員の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第3号 村上市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第3号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、村上市教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意を求めるものであります。

本年、令和7年5月20日をもって任期満了となります村上市教育委員会委員、小川涼子氏について適任と考え、引き続き教育委員会委員として任命しようとするものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては4年間であります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

3番、野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 略歴のところで伺いたいと思います。

令和4年より村上市社会福祉協議会となっておりますが、どういう役職や任務を今受けて活動しておられるのか、具体的に教えてください。

○議長（三田敏秋君） 答弁者どなただ。教育委員会か。

学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 役職というのは、ちょっと私確認しておりませんでした。ただ、いろんな相談の担当とかもされていますし、特技、手話通訳なんかもやっておられますし、様々な業務に従事しておられるということは、いろんな事業等でも御協力いただいている中で、御理解いた

だけるかなというふうに思います。

○3番（野村美佐子君） 委員会の中で昨年1年間発言がなかったということもちょっと聞いていたものですから、どういうことを専門にやられているのか知りたかったのですが、ちょっと不明なのは残念です。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ちょっと待ってください。どなたか分かったら。

福祉課長。

○福祉課長（太田秀哉君） この方につきましては、社会福祉協議会の地域福祉課のほうに所属しております、手話奉仕員を主にやっております。手話奉仕員という形になっております。手話の講習会の講師等もされております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） よろしいですか。

○3番（野村美佐子君） はい、分かりました。

○議長（三田敏秋君） 5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） それでは、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

まず、教育委員会というのは、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツなど、教育行政における重要事項の基本方針を決定をすると、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行するということだと思います。教育委員というのは、独立の行政委員会の委員として非常に重要な役割をされていらっしゃる方だということで、当然市長から責任を持って適任だということで、推薦といたしますか、していただけるものですので、今まではそれで投票していたわけなのですが、今回そういうことでは駄目なのではないかなと思って、委員さんとして教育委員会でどういう発言をされている方なのかなということで、1年間ちょっと議事録を見させていただきました。そうすると、令和6年1月から12月まで、今年の1月、2月の議事録はありませんでしたので、12か月分の議事録を見させていただきますと、教育委員会での発言が一回もなかったのかなと思います。なので、手話奉仕員さん、私もよく知っている方ですので、社会福祉協議会の職員としては非常に優秀な方で、一生懸命やっっている方だと思いますけれども、毎月行われている教育委員会の定例会での発言が一回もないというのは、適任と考えるというところでどのように私も考えたらいいいのかなということでちょっと悩んでいるところなのだと思いますけれども、その辺、教育委員会定例会での発言が1年間一回もなかったというのはどのように評価したらいいのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 教育委員会の議案そのものが非常にすばらしい議案ばかりで、非の打ちどころがなかったのではないかなというふうに思っておりますが、実は今、地方教育行政の組織及び運営

に関する法律が変わりまして、今総合教育会議というのがあります。これは、市長が主催者ということで教育委員会の皆さんと協議をする場なのでありますが、そのところで、私自身も非常に悩みながらであります。教育委員会は独立した行政機関、今議員が御指摘のとおりでありますので、そこにどこまで踏み込めるのかというのは非常にデリケートな部分あるわけでありましてけれども、総合教育会議の中ではもう徹底的に議論させていただいております。その議事録も公表されておりますので、御覧いただいていると思いますが、その中では小川さんはよく発言をされています。それと、私直接的な関わりとしては、荒川地区の子供たちの市内巡回の教育活動をやられているときに、そのサポートとして主催されている方であります。現場で非常に子供たち含めて、小・中学校はもちろんでありますけれども、高校生とか、そういうところも含めて非常にいろんな知見をお持ちだなというふうに私自身は感じています。その中で、今教育長と教育委員という形で5人で構成をさせていただいているその中で、女性の視点、また現役のそういう活動をされている方の視点ということで、私自身はであります、非常に一生懸命で熱心な方だなというふうに思って、適任という判断をさせていただきました。教育委員会での活動は私の手から離れて、教育委員会、独立した行政委員会でありますので、そのところの言及につきましては私からは差し控えさせていただきますけれども、必要であれば教育長のほうからこれまでの経緯について御発言をいただけるのではないかなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 先ほどの期間、定例教育委員会において発言がなかったということでしたが、発言すべき項目が協議題によってないときもありますので、そういう場面もあるのかと思います。ただ、この方、略歴にもございますように、村上市の非常勤職員、これは介助員を長らく勤めていただきました。それから、地域コーディネーターということで、学校と地域をつなぐ、そういう役割にも従事されておりました。そして、青少年健全育成市民会議、それから金屋小学校の学校運営協議会、保内小学校のPTA副会長と、本当に学校と地域をつなぐ視点から、それから介助員経験ということで特別支援教育の視点から、教育委員会においては様々な御発言をされております。そして、保護者枠ということで、必ず必要な方ですので、ぜひ御同意いただきたいと思います。適任だと思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 発言すべき議題が1年間ないなんていうことはないと思います。なので、私としてはこの方、個人的にも知っていますし、福祉とか学校教育、地域活動、非常に熱心な方だと思いますけれども、私はやはり、でも後で議事録を見たときに、私も見ますし、これは市民も見れるわけですね。そのときに、やはりこの委員さん何をやっているのだという、それは疑念を持たれても私は仕方がないと思います。正式な教育委員会の一番大事な会議ですね。市議会では本会議です。なので、私としては議題ごとによって、ちょっとこの議題とは離れるかもしれません

けれども、議題によってしっかり各委員さんにやはり意見を聞けばいいのではないのでしょうか。そうすれば、この方だから、しっかりこの議題についてはこうです、これについてはこう考えますというのが必ず私はあると思います。4人いらっしゃる教育委員会の委員さんの中で、発言される方もいるし、発言されない方もいる。それは、私はやはり教育委員会、この会議の進め方が悪いので、こういう状況になっていると思います。教育委員さん、いろんな議題あると思いますけれども、それだけの知見もあり、思いもある方が教育委員になっているわけですから、議題についてきちんと何か発言を振って、発言を引き出すような運営をすべきではないかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 定例教育委員会の中で協議題、報告事項とか協議事項がございますが、それは全て議事録に残ります。そこでも当然発言を私求めておりますし、その後の情報交換という場でも私積極的に4人の教育委員の皆さんには意見や感想等を求めておりますので、今後とも適切に議論に加わっていただけるように、積極的に指名してまいりたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 申し訳ないです。何かこの委員さん、こういうところでこういう質疑の話題になっていること自体が私は申し訳ないと思いますけれども、そこは今言ったとおり、しっかり議事録に残るような形で、全ての委員さんがちゃんと発言、質疑ができるというような委員会の会議運営ぜひしていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 今後とも議事録にしっかり残るように、積極的に発言を求めていくよう進行させていただきたいと思います。

○5番（上村正朗君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 先ほどの野村議員の御質問だったのですが、小川委員の社会福祉協議会での役職ですが、事務員ということで雇用されているとのこと。

○議長（三田敏秋君） 御了承願います。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いずに直ちに無記名投票により採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いなしで無記名投票により採決をいたします。
議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は、議長を除き19名です。
投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田敏秋君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田敏秋君） 異状なしと認めます。

先ほども申し上げましたが、投票は本案を可とする者は賛成と、本案を否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、その点特に御注意を願います。

点呼を行います。

〔点呼により順次投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三田敏秋君） 開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、1番、魚野ルミさん、13番、鈴木一之君を指名いたします。

両人の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（三田敏秋君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成15票、反対4票、以上のとおりであります。

よって、議第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第 1 1 議第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

議第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第 4 号及び議第 5 号の 2 議案は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第 4 号及び議第 5 号の 2 議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

この 2 議案は、いずれも令和 6 年度村上市一般会計補正予算につきまして、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき、議会の御承認を求めるものであります。

初めに、議第 4 号は、令和 6 年度村上市一般会計補正予算（第14号）についてであります。補正予算の内容といたしましては、新型コロナウイルス予防接種において健康被害の認定を受けた方がおられたことから、給付金支給のための経費を追加したものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,610万円を追加し、予算の規模を407億1,140万円といたしました。歳入におきまして、第11款地方交付税で普通交付税 3 万円を、第15款国庫支出金で新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金1,607万円をそれぞれ追加をいたしました。歳出におきましては、第 4 款衛生費で新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金として予防業務経費に1,607万円を、第14款予備費で 3 万円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第 5 号は、令和 6 年度村上市一般会計補正予算（第15号）についてであります。補正予算の内容といたしましては、大雪による除排雪経費の不足分を追加したものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億5,000万円を追加し、予算の規模を409億6,140万円といたしました。歳入におきまして、第11款地方交付税で普通交付税 1 億5,000万円、特別交付税 1 億円を、歳出におきましては、第 8 款土木費で除雪対策経費 2 億5,000万円をそれぞれ追加をいたしたところであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

4 番、富樫光七君。

○4 番（富樫光七君） 御苦労さまです。1 つ質問させていただきます。

この10ページにあります予防業務経費、保健医療課の中に新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金として1,607万円が計上されておりますけれども、この内容、件数とか症状分かりました

ら教えていただけませんか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） この件数は1件に当たります。内容としましては、障害年金を申請し、障害年金として認められましたので、障害年金が発生したのが令和何年とか遡りますので、それによりまして、お一人ですけれども、1,600万円ほどの金額となっております。

○議長（三田敏秋君） 富樫光七君。

○4番（富樫光七君） ありがとうございます。前回でしたっけ、四千何百万円、忘れちゃったけれども、たしかここにも計上されたことが記憶にあるのですけれども、それと合わせまして今年度の累計は、このコロナウイルスに関する給付金というのですか、最終的にはどのくらいになる予定でしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） これ、前回の死亡の方と今回の障害の方と、あと医療手当ということで幾らか発生しておりますので、ちょっと医療手当の金額今すぐ出てこないのですけれども、それらの件数が予防接種の健康被害ということで認定されております。

○4番（富樫光七君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 除雪費なのですが、まだ昨日、おととい辺りも降っておりますが、これも含めて想定した中での2億5,000万円追加というふうなことでの専決でよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（須貝民雄君） 今回の補正で上げさせてもらいましたのが2月の12日までの委託の実績と、その後の3月分、3月末までの見込みを上げさせていただいております。ただ、その後、今回また低気圧がちょっと長期化しまして、除雪の作業がまた追加でいろいろと出ておりますので、まだ最終の見込みまではちょっと立ってはおりませんが、この補正専決を上げた時点のものは、2月の12日までの実績と、その後、令和4年度ベースの除雪の実績を見まして、それで補正予算額として上げさせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 結構やっぱり雪の影響も相当出ているのでしょうかけれども、またそうすれば、3月追加予算か何かで出てくるのかな。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 令和4年度のときは、非常に降雪が厳しかった時期でありましたけれども、事業費ベースでたしか12億円超えているのだったかな、令和4年度で。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長（高橋邦芳君） 11億円を超えた形であります。あのときも年度末に最終の補正もしたという

ふうに承知をしております。今回、ちょうどさきの週末で長期化しましたので、3月分まで予定はさせていただいたのですが、少し出ているような感じでありますので、この追加のほかに、この専決した除排雪費のほかに、最終的な調整をしてまた追加する可能性はあります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 雪降れば、除雪は絶対やらなければならないわけですから、ぜひ金額増してもどんどんやってもらいたいなと思っております。

以上ですが。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第4号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第4号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第4号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第5号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第5号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第5号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

11時35分まで休憩といたします。

午前11時21分 休 憩

午前11時35分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第12 令和7年度村上市施政方針

○議長（三田敏秋君） 日程第12、令和7年度村上市施政方針について、市長の発言を許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 令和7年村上市議会第1回定例会の開催に当たり、新年度の市政運営における私の所信を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解、御協力を賜りたくお願い申し上げます。

令和4年8月3日からの大雨による災害から2年半が経過をいたしました。記録的な大雨により、市内全域で道路、河川をはじめ上下水道施設など大きな被害を受けました。特に荒川流域の地域においては、大切な家屋や家財、自動車などを一夜にして失うなど、被災された皆様には、今なお、大変な御苦労があると考えているところであります。

そうした中、これまでの間、国・県、連携する市、町をはじめ全国の関係機関やボランティアの皆様から御支援、御協力をいただいてまいりました。改めて心から感謝申し上げます。

発災後、応急仮設住宅での生活を余儀なくされた避難者の皆様には、非日常での不慣れた生活が続いていましたが、避難されていた全ての方が生活再建のための新たな生活拠点を確保することができたことから、「令和4年8月3日からの大雨による災害」に対する災害救助法に基づく措置を終え、昨年11月30日に災害対策本部を廃止したところであります。

災害復旧工事の状況につきましては、令和6年度末においておおむね完了する見込みであり、本年度においては、「復旧・復興タイムライン」の「復興」のフェーズに移行し、災害前の日常を一日も早く取り戻し、復興への歩みを進めてまいります。

さて、本年は世界的な大イベントである、「2025年日本国際博覧会 大阪・関西万博」が開催されます。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、現時点で、世界158の国と地域から大阪夢洲に集うことになります。私も「2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合」の役員として、首長連合設立から関わり、万博の成功を心から願っているところであります。本市といたしましても、万博開催を絶好の機会と捉え、世界各国や関西地方をはじめとする全国各地に、本市の魅力を発信してまいります。

他方、人口減少・少子高齢化の波は収まりを見せるどころかさらに加速し、本市においても労働力や担い手の確保、地域医療体制や公共交通の維持、小中学校の統廃合など様々な形で市民生活に影響を及ぼしています。

そうした中、昨年発足した石破内閣においては、「地方こそ成長の主力」として、これまでの成果と反省を生かし「地方創生2.0」として再起動させ、地方がそれぞれの特性に応じた発展を成し遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤として、大規模な地方創生策を講ずることとしております。

こうした動きにより、本市においても地域の皆様と共に知恵を出し合い、自主的・主体的な取組が求められていることから、常に国の動向や社会情勢に目を向けながら、機会を逸することなく施策を講ずることで、「あふれる笑顔のまち村上」の実現に取り組んでまいります。

それでは、本年度の予算規模でございますが、一般会計総額395億6,000万円で、昨年度を35億8,000万円上回る予算となっており、主要財源は市税で64億4,000万円、地方交付税で143億7,000万円、国県支出金で64億1,000万円、市債で41億9,000万円を見積もりました。

歳出予算につきましては、昨年度からの継続事業である旧ごみ処理場解体事業や村上市民ふれあいセンター空調設備改修事業、荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修事業を計上したほか、道の駅朝日拡充事業、村上駅周辺まちづくり事業、統合保育園整備事業、中学校特別教室空調設備設置事業などを計上いたしました。

また、市民の皆様が安心して暮らすことができるよう、地域医療体制の維持を目的として、厚生連村上総合病院に対する各種支援事業を計上したほか、この地で安心して子供を産み育てられるよう、子供や妊産婦が入院した際の医療費について、一部負担金の無償化を実施するなど、新たな支援事業を計上いたしました。

続きまして、各分野の取組につきまして、第3次村上市総合計画の基本目標に併せて順に御説明申し上げます。

それでは、基本目標1「子育てと健康のまち」につきまして、本年度の主な取組について御説明いたします。

初めに、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」についてであります。この地で安心して妊娠・出産することができるよう、現在休止を表明している厚生連村上総合病院の分娩機能の早期再開への取組を進めるとともに、それまでの間、新たに妊産婦健診や分娩時の交通費、宿泊費について支援するとともに、通所型や居宅訪問型の産後ケア事業の充実、多胎妊婦の健康診査受診への支援を行うほか、引き続き、小児科・産婦人科の医師等によるオンライン相談、保健師等による家庭訪問や妊婦等包括相談支援事業を実施し、出産前から安心して産み育てられる環境を整えてまいります。

また、子育て世帯やこれから子供を産み育てていこうとする家庭の経済的負担を軽減するため、子供や妊産婦に係る医療費の入院時一部負担金の無償化を実施いたします。

加えて、長引く食料品等の物価高騰に対する支援といたしまして、保育園、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業所に通っている子供の副食費相当分について、令和7年4月から6月までの3か月分を全額無償といたします。

村上地区の3保育園を対象とした統合保育園につきましては、整備・運営を行う民間事業者が決定をいたしましたので、令和9年4月の開園に向けて、保護者及び事業者、並びに本市による三者協議会を設置し、スムーズに業務の引継ぎがなされ、園児が安心して過ごすことができる保育園運

営に向け協議を進めてまいります。

子育て支援拠点施設の整備につきましては、屋内遊び場に空調設備を整備し、天候を気にせず四季を通じてより快適に遊べる場の提供に努めてまいります。

また、こども家庭センターにつきましては、全ての妊産婦、子供の健康保持・増進に関する切れ目ない支援を提供しておりますが、多様化するニーズや地域資源の把握に努め、要支援者に応じたあらゆるサービスを適切に組み合わせながら、相談支援の充実強化を図ってまいります。加えて、就労と子育ての両立や安心できる子育て環境に資するため、「村上市こども計画」に基づき各種子育て支援事業を展開し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めてまいります。

「心と体の健康を守り、元気に暮らし続けられるまちづくり」につきましては、本市が目指す健康づくり活動や食育推進の基本的な方向性を示す第3次の健康むらかみ21計画・食育推進計画に基づき健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標とし、健康づくり・食育の推進を図ってまいります。

また、疾病の早期発見、重症化予防を図るため、国民健康保険加入者の特定健康診査について、健診料金の引下げや、人間ドック助成の引上げを実施いたします。

他方、我が国では、2人に1人が「がん」に罹患すると言われ、がん治療を続けながら、社会生活を送る方も増加していることから、がん治療に伴う医療用補整具を使用する方に対して、新たに医療用補整具購入費用の助成事業を実施し、その人らしく生活することを支援いたします。

地域医療におきましては、これまでも不採算地域の医療を担う公的病院に対する支援の拡充に関し、地域の実情に応じた診療報酬体系の制度化や、周産期医療提供体制の確保について、国・県をはじめ関係機関に強く要請してきたところであります。これからも市民の皆様が、この地域で安心して暮らすことができ、地域の未来を築く世代が安心して子供を産み育てることができるよう、引き続き医療体制の確保を要請するとともに、将来を見据えた持続可能な地域医療を構築するため、国や県、医療機関と連携しながら、本市を含む下越医療圏における地域医療構想の早急な実現に取り組んでまいります。

「高齢者がいきいきと暮らし続けられるまちづくり」につきましては、地域福祉の根幹である地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護人材定着に向けた環境の整備など、介護人材の確保に努めるとともに、介護事業所や新潟リハビリテーション大学、総合型地域スポーツクラブなどとの連携により、高齢者のセルフケア能力の向上とフレイル予防に努めてまいります。

また、認知症になっても、「個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる」という「新しい認知症観」の普及啓発を行い、認知症の人や家族の声を聞きながら、「認知症施策推進計画」の策定準備を進めるとともに、成年後見制度についても担い手の確保に努め、成年後見制度を必要とする人がスムーズに利用できるよう取組を進めてまいります。

「障がいのある人が安心して自分らしく暮らせるまちづくり」につきましては、子供たちの成長

の歩みを関係者が共有できる仕組みとしてスタートした「ばすのーと」について、本年度は、制度導入初年度の平成30年度生まれの子供たちが小学校に就学する年度となることから、学校・家庭・医療・福祉の関係機関が連携し、子供たちの健やかな成長を見守る体制がより綿密になることで、これまで以上の手厚いサポート体制を築いてまいります。

また、本市においてかねてから市長会を通じて国・県に対し要望を重ねてまいりましたＪＲ運賃の割引制度拡充について、本年４月より、精神障害者保健福祉手帳所持者が加わることとなりました。障害のある方がこれまで以上に外出しやすい社会環境の整備に向けて、引き続き障害者団体と連携を図るとともに、「村上市ともにプラン」に基づき、障害についての理解促進と権利擁護を推進し、障害のある人もない人もともに人格と個性を尊重し合い、地域で自分らしく安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指してまいります。

「地域で支え合い、誰一人取り残さないまちづくり」につきましては、令和６年度から本格実施に取り組んでおります、あらゆる要支援者を対象とした「重層的支援体制整備事業」の一環として、地域社会からの孤立が長期にわたり、自ら支援を求めることが困難な方や心理的抵抗感のある方に対して、社会とのつながりづくりを支援するための「アウトリーチ事業」を新たに加えるとともに、既存の制度や支援では対応できない支援ニーズを有する方に対し、地域の資源・参加の場とのコーディネートやマッチング、定着支援などを図ることで地域社会への参加につなげる「参加支援事業」に着手をいたします。

また、地域福祉の進むべき方向性を示した「村上市第２期地域福祉計画」が令和８年度をもって計画期間終了となることから、次期「村上市第３期地域福祉計画」策定の基礎となる、地域福祉に関する市民意識調査を実施し、地域福祉の推進に関する新たな課題や住民ニーズの把握に努めてまいります。

続きまして、基本目標２「豊かで安心なまち」につきまして、本年度の主な取組について御説明いたします。

初めに、「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」についてであります。激甚化・頻発化する災害において、地域の共助の重要性がますます高まっており、自主防災組織の機能強化や防災士の育成支援、避難行動に支援が必要な高齢者や障害者などの個別避難計画の策定に引き続き取り組むとともに、災害を「自分ごと」として捉え、より迅速な避難行動を実践するための体制づくりを進めてまいります。

また、近年の災害においては、避難所の生活環境の整備、とりわけトイレの環境整備に対する重要性が非常に高くなっていることから、機動性の高い移動式トイレカーを導入し、災害時の迅速な対応と健康被害の防止に努めるとともに、妊産婦や子供などに配慮した避難所スペースの分離や外国人に配慮した多言語による表示など、快適な避難所運営に努めてまいります。

他方、令和４年８月の大雨災害により、甚大な被害を受けた小岩内集落では、平時から顔の見え

る地域のコミュニティーが形成されており、災害時にも自主的な活動により、一人の犠牲者もなかったことから、こうした取組を「小岩内のきせき」として、学校法人国際総合学園新潟デザイン専門学校の協力をいただきながら絵本を作成いたしたところであります。本年度は、この災害を風化させることなく、小岩内の取組をデジタル媒体で広く知っていただくため、絵本のスライドアニメーション化に取り組んでまいります。

「消防・救急体制の強化による安全・安心なまちづくり」につきましては、火災をはじめとした各種災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、消防施設・資機材・消防車両の計画的な整備や、消火栓の設置など消防水利の充実に努めるとともに、消防団員の確保に取り組んでまいります。併せて、昨年度から進めている消防団の情報伝達のスピード化や連携強化のための出動指令システムの整備拡充と災害活動に特化した機能別消防団員の確保に努めてまいります。

また、住宅火災による被害及び死傷者の減少を図るため、住宅用火災警報器の普及をはじめとする防火対策の促進や、市民の防災意識の啓発を推進し、地域防災力の強化に取り組んでまいります。

さらに、高齢化の進行や疾病構造の変化により、救急需要は年々増加していることから、救急救命士の養成や医療機関などの関係機関との連携強化、本年2月に導入した、通常の119番通報に加え画像の送受信を行う「映像通報119」を活用した、通報者への効果的な口頭指導などにより、救命率の向上を図ってまいります。

「犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり」につきましては、「闇バイト」による強盗事件などが各地で相次いで発生し治安への不安が広がりを見せる中、警察署や関係機関と連携し、防犯意識の啓発や犯罪の抑止力を高めていく市民参加型のイベントを実施するとともに、「闇バイト」に応募しないことや、犯罪に加担しないように、若年層への啓発活動にも取り組んでまいります。

また、防犯情報の発信をはじめ、研修会やセミナーの開催、従来から実施している「ながらパトロール」の推進などにより、地域が一体となった防犯対策を図ることで、犯罪のない安全に住み続けられるまちづくりを進めてまいります。

交通安全対策につきましては、村上警察署や交通安全協会などと連携し、児童・生徒・高齢者を対象とした交通安全教育や啓発活動を積極的に展開し、地域ぐるみによる安全意識の醸成を図ってまいります。また、自転車利用者に対しては、昨年度から導入しているヘルメットの購入費の助成や、ヘルメット着用の重要性についての広報活動を推進し、ヘルメット着用の習慣化を促進してまいります。

「美しい自然環境の保全とエネルギー資源を活用したまちづくり」につきましては、市民団体、事業所、学校と連携した環境フェスタの開催や出前講座、バイオマスごみ袋を用いた環境美化活動の推進など、自然環境の保全に引き続き取り組んでまいります。

地球温暖化防止対策につきましては、「村上市脱炭素計画」に基づき、地域資源を活用した洋上風力発電や木質バイオマス発電、太陽光発電の推進をはじめ、電気自動車充電インフラの設置やE

Vバスの運行による次世代自動車の利用推進、本年度、新たに森林施業により生み出されるJクレジットの販売や、公共施設照明のLED化など、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現に取り組んでまいります。

とりわけ、公共施設照明のLED化につきましては、「村上市脱炭素計画」に基づき、本年度は庁舎や保育園、体育館などを中心に整備を進めてまいります。

また、熱中症対策につきましては、「村上市熱中症対策実行プラン」に基づき、クーリングシェルトー及び涼みどころの面的展開、高齢者のエアコン購入費助成、熱中症予防の周知徹底など、官民一体となった取組を引き続き進めてまいります。

「資源が循環し、快適で暮らしやすい生活環境づくり」につきましては、循環型の地域社会づくりに向け、SDGsの理念に基づき、ごみの分別収集の徹底や5Rの推進、ごみの減量化と資源化の促進を図ってまいります。

また、令和5年度から着手した旧ごみ処理場の解体工事につきましては、本年度完了に向けて進めてまいります。

公害の防止につきましては、特に臭気に関する苦情が多いことから、臭気測定による監視を徹底するとともに、関係機関と連携し対策を進めてまいります。

火葬場の整備につきましては、「村上市火葬場整備基本構想」に基づき、既存の3施設を統合し、新たな施設の建設を目指し、具体的な整備計画の策定に着手してまいります。

「水環境を守り続けるまちづくり」につきましては、水道事業において、施設の効果的な管理運営のため策定した「アセットマネジメント計画」を基本に、災害に強い施設の整備と耐震化を進めるとともに、将来にわたり安全・安心な水の供給を継続していくため、市民生活に欠かせないライフラインの適切な維持管理を実施してまいります。

下水道事業につきましては、神林地域の農業集落排水処理施設の一部を公共下水道村上浄化センターへの統廃合に向けた事業に着手し、施設の集約化と効率化を進めてまいります。

市街地の雨水対策につきましては、浸水被害を緊急かつ効果的に軽減するため「荒川水系緊急治水対策プロジェクト」で進めている荒川地域の雨水幹線整備事業を継続してまいります。

その上で、上下水道事業においては、給水人口の減少や水需要の減少の影響により、厳しい経営環境が続いており、昨年10月の村上市上下水道事業審議会からの答申を受け、市民の皆様に御理解をいただきながら、令和8年6月を目途に料金水準の見直しについて議論を進めるとともに、持続可能な事業運営に向け経営改善を図ってまいります。

「安全で良好な水辺の整備・保全による環境づくり」につきましては、三面川水系や石川水系などの三面川周辺地域と荒川流域及び市管理河川を含む市内全域において、あらゆる関係者が協働で取り組む「流域治水」を引き続き推進してまいります。また、令和4年8月の大雨による荒川地域の浸水被害を踏まえ、1級河川烏川については、本年3月に特定都市河川の指定となる予定である

ことから、烏川流域の流域治水の実行性がより高まるものと考えております。加えて、現在、県により計画が進められている1級河川烏川及び春木山大沢川の河川改修や二線堤・輪中堤の早期完成を推進するとともに、普通河川滝矢川及び普通河川赤坂川の整備を進めるなど、引き続き治水対策の強化を図ってまいります。

「安全で快適な道路環境づくり」についてであります。日本海沿岸東北自動車道「朝日温海道路」の進捗状況は、全体事業費ベースで約50%を超え、建設工事は、切土・盛土工事や橋梁工事が進められているほか、トンネル工事は新潟県側の9号トンネル（仮称）が、昨年5月に全21本中4本目の貫通となるなど、目に見えて工事が進展している状況です。そうした中、昨年発生した令和6年能登半島地震は、高速道路や国道に大きな被害を及ぼし、住民生活や物流、経済活動に多大な影響が生じたところであり、命を守る道路の重要性を改めて認識をいたしたところであります。特に、国土をシームレスにつなぐことで救命救急医療や災害時の支援物資の輸送はもとより、産業経済活動においても重要な役割を果たしており、まさに日本海沿岸東北自動車道の整備は地域社会の安全と安心を確保することはもちろん、経済を中心とした地域の活力向上のため、必要不可欠なインフラでありますので、早期開通に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、朝日温海道路の整備に併せ、府屋インターチェンジ（仮称）にアクセスする市道府屋勝木線や、高速道路と道の駅「朝日」を結ぶ市道朝日まほろば線の整備を推進するなど、引き続き道路の利便性・安全性の向上に向けた取組を進めてまいります。

通学路の安全確保につきましては、学校や警察・道路管理者から構成される「村上市通学路交通安全推進会議」による、危険箇所の合同点検により状況の確認を行い、注意喚起の看板設置や路面標示の整備など、安全で快適な通学路の確保に努めてまいります。

「誰もが快適で自由に移動できるまちづくり」につきましては、昨年10月から、市内の民間運営バス路線を「コミュニティバス化」し、重複系統の整理やデマンド型乗合タクシーへの転換を進め、地域ニーズに応える持続可能な公共交通ネットワークを構築し、併せてゾーン制運賃や系統番号の導入など、利用者や来訪者にとって分かりやすい交通体系を整備したところであり、利用された方からは好評をいただいているところであります。加えて、乗合タクシー事業では、乗車距離による運賃加算方式を廃止し、2段階の料金区分による運賃制度を導入したところであります。今後、これらの制度を検証し、これまで以上に使いやすく持続可能な公共交通の確立に取り組んでまいります。

また、令和4年8月3日からの大雨による災害で不通となっているJR米坂線につきましては、新潟・山形両県をはじめ、米坂線沿線自治体や米坂線整備促進期成同盟会と連携し、国及びJR東日本に対して早期復旧に向けた要望活動を継続するとともに、再開後の米坂線の活性化に向けて地域住民の皆様と引き続き取り組んでまいります。

「歴史と伝統を守りながら、快適に暮らせるまちづくり」につきましては、旧村上城下町の区域

において風情ある「まちなみ」を形成し、地域の活性化に寄与してきた「歴史的風致維持向上計画」が計画期間の最終年を迎えることから、これまでの実績に基づく事業評価を行いながら第２期計画の策定を進めてまいります。

村上駅周辺まちづくり事業につきましては、駅周辺大規模跡地の利活用案の具現化に向け、交流ゾーンの利活用や施設の機能、PPP導入可能性の検討を行い、官々連携及び官民連携を基本としたにぎわい空間を創出し、本市の玄関口にふさわしい交流・にぎわいの中心地となるよう取り組んでまいります。

都市計画の見直しにつきましては、新たに、都市再生特別措置法に基づく「村上市立地適正化計画」の策定に着手し、第３次村上市総合計画において基本構想に掲げた土地利用構想に沿った土地利用を図ることで、人口減少・高齢化社会に対応した持続可能なまちの再構築を目指してまいります。

「安心と安らぎのある住み心地の良いまちづくり」につきましては、喫緊の課題である空き家問題に関して、「村上市管理不全空き家等及び特定空き家等判断基準」に基づく、空き家の調査を実施し、市民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあると判断された空き家の所有者等に対して、行政指導や是正措置の通告及び、固定資産税に係る住宅用地の特例を解除するなど、管理不全な空き家の解消に努めてまいります。

また、管理不全な空き家の発生を抑制するため、空き家の解体費用の補助制度と解体後の固定資産税の減免制度により空き家の自主解体を後押しし、併せて、これまでの空き家バンクの利用促進を図るとともに、空き家を借りたい移住者や貸したい所有者のニーズに対応するため、新潟県宅地建物取引業協会村上支部と連携した取組を進め、移住定住や空き家の利活用の促進を図ってまいります。

住宅セーフティーネットの役割を果たす公営住宅につきましては、既存住宅の適切な維持管理に努めるとともに、市営中川原住宅の建替え事業においては、令和８年度着工に向け居住者の住み替えを支援してまいります。

続きまして、基本目標３「魅力ある賑わいのまち」につきまして、本年度の主な取組について御説明いたします。

初めに、「村上の食と地域を支える魅力ある農業づくり」についてであります。全国的に見ても高いブランド力を誇る、本市の「岩船米」の状況であります。昨年は、倒伏被害や収穫期の集中豪雨等により収量の減少など農業経営への影響が見られたものの、品質面ではコシヒカリの「１等米」の比率が８９％と、過去最低の水準となった一昨年から大幅に回復しました。今後も「岩船米」のブランド力の維持・向上のためには、高品質・良食味米の安定的な確保が重要であることから、関係機関と連携して近年の高温など異常気象に負けない栽培技術体系の確立を図るとともに、田植機やトラクター、ラジコン草刈り機などのＩＣＴ、ロボット技術を活用した機械の導入やＡＩを活

用した農業アプリの導入などスマート農業の取組を推進し、農業者の所得向上と農作業の効率化や生産性の向上を図ってまいります。

鳥獣被害対策につきましては、鳥獣被害対策の3本柱とした「個体管理」「侵入防止対策」「生息環境管理」の取組や、「獣害に強い集落づくり」の取組を推進するとともに、捕獲用大型おりの設置や捕獲報酬単価の見直しなど鳥獣害被害対策を推進してまいります。

他方、令和5年度から作業を進めてまいりました地域における農地利用の将来像を明確にした「地域計画」及び誰がどの農地を利用していくのか1筆ごとに定めた「目標地図」の策定を終えたことから、本年度から計画の実現に向けた具体的な取組を実践し、地域の皆様と関係機関とが一体となって地域農業の維持・活性化に向け取り組んでまいります。

「豊かな森林を守り育てる林業づくり」についてであります。昨年7月、本市において、太平電業株式会社による木質バイオマス発電所の建設が発表されました。このことは、豊富な森林資源を有し、ゼロカーボンシティの実現と林業の活性化を目指す本市にとって絶好の機会であると捉えておりますので、市内林業関係者と一体となり、この豊かな森林を守り、育て、生かしながら後世に引き継いでいくため、間伐や主伐後の再造林といった森林整備を計画的に進めてまいります。また、林業経営体の生産力の向上と低コスト化の実現に向けて、引き続き航空レーザー測量による高度な森林資源情報の整備を図り、施業集約化などの支援を積極的に行うとともに、高性能林業機械の導入や作業道の整備などを行い、もうかる林業をつくり持続可能な林業経営を支援してまいります。

他方、素材生産の拡大には、新たな担い手及び販路の確保が必要となることから、自伐型林業の普及促進に着手するほか、森林関連産業の連携強化を図るとともに「いわふね杉」の需要拡大を図るため、若手林業関係者で組織される「林業次世代の集い」と連携し、木育やPR活動を実施するなど、本市の森林資源循環ネットワークの構築に努めてまいります。

「豊かな水産資源を活かした魅力ある水産業づくり」につきましては、本市が誇る白皇ヒラメ、県内有数の水揚げを誇り、昨年、新潟県で立ち上げた新ブランド、ノドグロ「美宝」や越後本ズワイのブランド力を生かしながら、水産資源の保護と漁業協同組合や漁業経営体の経営安定を図るため、稚魚放流事業や漁船備品などの設備投資に伴う利子補給について支援を継続してまいります。

令和5年度に続き昨年度も歴史的な不漁になったサケについてであります。しかし、「鮭のまち村上」を継承していくため、サケが安定的に遡上することが重要であることから、内水面漁協に対して稚魚放流事業への支援を継続するとともに、水産育苗生産施設の更新に対する支援を行うなど、将来にわたり持続的な水産資源の利用を確保するため内水面漁協と連携を図りながら必要な措置を講じてまいります。

また、本市の宝であるサケを後世に引き継ぐため、畜養及び自然増殖に向けて種川の整備を進めるとともに、新たに養殖技術の調査・研究に取り組んでまいります。

「地域に根ざした商工業により、活気あふれるまちづくり」につきましては、市内の中小企業において、経営者の高齢化が進み、後継者の確保が急務となっています。中小企業は本市の地域経済の基盤であり、その存続と発展は地域社会全体にとって重要であることから、中小企業が直面している課題を明確にするため悉皆調査を実施し、商工団体をはじめ金融機関などの支援機関と連携を密に図りながら、雇用維持や地域経済の活性化、伝統技術の振興や新たな産業の創出・育成に取り組むとともに、事業承継が計画的かつ円滑に行われるよう取り組むなど、将来を見据え実態に即した支援を講じてまいります。

特に、「村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業」に関連する新たな産業の創出や事業拡張により、地元企業の参入につながるよう取り組んでまいります。

村上木彫堆朱及び羽越しな布の伝統的工芸品を産出する伝統産業についても、職人の高齢化により技術・技法の継承が危ぶまれておりますので、伝統技術の継承及び伝統産業の情報発信を担う、地域おこし協力隊の導入に向けて隊員の募集に取り組んでまいります。

また、特定地域づくり事業協同組合の設立を促し、地域産業の担い手を確保することで、事業者の人材不足の解消、地域経済の活性化や地域活力の向上に加え、市外からのＵＩターン者の就職場所としても期待できることから、本市といたしましても協同組合の設立及び運営について支援を行ってまいります。

「地域の魅力を磨き、活かしたおもてなしのまちづくり」につきましては、国内旅行及びインバウンドの旅行需要は順調に回復している中、観光ニーズを満たすためには、豊かな自然や伝統文化、食など、地域独自の質の高い観光コンテンツが求められています。本市では昨年、「北前船寄港地・船主集落」日本遺産に認定され、加えて本年は「村上祭の屋台行事」が、ユネスコ無形文化遺産に拡張登録されることが期待されています。これらの歴史や伝統文化など、世界に誇る魅力ある資源を生かし守りながら、繰り返し訪れる価値のある観光地としてさらなる成長を目指すこととし、「第３次観光振興計画」に基づき地域の魅力を生かした観光振興に取り組んでまいります。

また、本年４月から開催される「2025年日本国際博覧会」に合わせて関西圏へのＰＲを強化してまいりましたが、万博開催後を見据え、引き続き、海外への訴求とともに国内のインバウンド観光客の誘客につながるよう、動画配信などＳＮＳを活用した情報発信を強化するとともに、来訪者自らが本市の魅力を発信し日本国内のみならず世界中に広がるよう取組を行ってまいります。

ふるさと村上応援寄附金につきましては、本市の豊富な食材や食文化の魅力を直接伝える手段として最大限に活用しながら、優れた特産品の認知度向上を図るとともに、本市の素材を使用した市外企業の製品も取り入れ、さらなる観光振興と歳入の確保に努めてまいります。

日本海国土軸の重要拠点である道の駅「朝日」のリニューアルについては、「新潟と東北を結ぶゲートウェイ」として位置付け、東北と北陸、東北と関東を結ぶ日本海側における重要なハブ機能の拠点として、本市の情報発信や交流の場として、令和９年度のオープンに向けて国と連携し進め

てまいります。

「物と人の交流が生まれ、賑わいあふれる港づくり」につきましては、岩船港は、圏域の物流や離島栗島の生活の拠点として、また、港を活用したイベントの開催による地域振興など重要な役割を担っているところであります。昨年４月には、能登半島地震で物資輸送などで活躍した海上自衛隊多用途支援艦「ひうち」や、８月には大阪・関西万博スペシャルサポーターの「帆船みらいへ」の寄港があり、船内の一般公開やキッチンカーの出店など、多くの皆様楽しんでいただきました。

また、2029年の運転開始に向け計画が進められている「村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業」においては、O&M港として利活用されることにより産業の活性化や雇用の創出など、様々な効果が期待されております。また、昨年９月には、村上市産材を含む木材が初めて外航船により中国・上海港へ輸出され、本市の林業の課題である輸送コストの削減や木材需給機会の創出に大きく寄与しております。

引き続き、岩船港が圏域の産業の発展と地域振興のため、その役割を果たせるよう、国や県、関係団体と連携し取組を進めるとともに、クルーズ船の誘致など交流人口増加によるにぎわいの創出に取り組んでまいります。

「誰もが働きやすく、やりがいを持って活躍できるまちづくり」につきましては、高校生をはじめとする新規学卒者の減少により、地元企業への就職者が年々減少している現状を踏まえ、高校生等を対象とした就職ガイダンスや企業へのインターンシップの取組を推進し、マッチング機会の創出を図ってまいります。

企業D Xの推進につきましては、企業の生産性や業務効率の改善など、働き方が見直されることで人材の定着と確保につながるよう取り組むとともに、市内企業の雇用創出と人材確保に向けて取り組んでまいります。取組に当たっては、昨年、本市と連携協定を締結し、既に本市において採用内定者を確保した実績がある株式会社リクルートとの連携を更に推し進めてまいります。

就労に結びつくことが困難な若者や家族への支援につきましては、下越地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携の下、職業体験等の活動を通して若者の職業的自立を支援してまいります。

続きまして、基本目標４「人が輝く郷育のまち」につきまして、本年度の主な取組について御説明いたします。

初めに、「子どもたちを育む学校教育の充実したまちづくり」についてであります。児童生徒一人一人のニーズに応えることのできる教育環境整備の必要性が高まっている中、これまで進めてまいりましたG I G Aスクール構想につきましては、１人１台端末の活用が日常化していることから、引き続きI C T支援員の配置や学習ニーズに応じた多様なデジタル教材の提供に努め、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」に取り組んでまいります。また、これまでの学習者用端末が令和７年度末をもって更新時期を迎えることから機器の更新による

軽量化・最新の技術や学習アプリ等を利用することにより、学習環境の向上を図ってまいります。

また、これまでの非常勤講師や介助員、学校図書館司書等の配置に加え、年々増加傾向にある不登校対策として、新たに校内教育支援センター支援員を対象となる小学校に配置することで、不登校児童生徒及びその保護者が悩みを抱えて孤立することがないようにきめ細かな支援に努めてまいります。

中学校部活動の地域移行につきましては、改革推進期間の最終年度となる本年度は、総括コーディネーターを教育委員会に配置し、総合型地域スポーツクラブとの連携を強化し、運動部活動の完全移行と休日の文化部活動の移行に取り組んでまいります。

他方、現在、市立小中学校の児童生徒の給食費については、給食材料費の高騰が続く中、子育てしやすい環境を実現するため、これまで10年間にわたり、給食材料費の高騰による給食費への転嫁を見送ってまいりました。事業費ベースでは直近3年間で5,000万円を超える財政措置を行ってきたところであります。加えて、現在、多子世帯の児童生徒の給食費については、一部無償としておりますが、昨年度の国の補正予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、長引く物価高騰対策の一環として、令和7年4月から6月までの3か月分の給食費について、全額無償化することで子育て世帯への支援の充実に取り組んでまいります。

学校統合につきましては、「第2次村上市立小・中学校望ましい教育環境整備計画方針」に基づき、これまで7校で統廃合の検討を進めてまいりました。本年度は、新たに6校で検討を開始することとし、保護者や地域の皆様と十分に協議を重ね、子供たちにとって望ましい教育環境を目指してまいります。

「生涯を通じた学びと成果が活かせるまちづくり」につきましては、学習活動の活発化を図るため、多様化する学習ニーズに合った各種講座などを開催し市民の学習意欲を高めてまいります。またICTの活用により公民館事業の動画のアーカイブ化を推進し、誰もがどこでも学ぶことのできる学習機会の提供に努めてまいります。

図書館では、一人一人の子供が、感性や人間性を育み、大きく変化する社会情勢に対応できるよう、絵本の読み聞かせやブックトーク事業をはじめ、子供たちが読書に関心を持ち、いつでも興味ある本に出会える読書環境の整備に努めてまいります。また、読書を通じて、読書の喜びを感じ、豊かな心を育む読書活動を支える情報拠点として、電子書籍閲覧サービスの導入に向けた取組を進めるほか、多様な資料の収集・提供に努めてまいります。

「文化芸術に親しみ、歴史・文化財を守りつないでいくまちづくり」につきましては、本市には、数多くの歴史文化資源が存在しており、長い年月をかけ各地域で受け継がれてきた歴史文化資源を再認識し、後世に引き継ぐため、本市における文化財保護の最上位計画である「村上市文化財保存活用地域計画」を策定し、文化財保護を推進してまいります。

また、昨年6月に日本遺産に認定された北前船関連の貴重な構成文化財や、本年11月にユネスコ

無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」に拡張登録が予定されている「村上祭の屋台行事」を将来にわたり保存、伝承していくことが肝要でありますので、これまで以上に、北前船関係団体や村上まつり保存会、地域の皆様と連携を図りながら、国の宝として後世に引き継げるよう取り組んでまいります。

「誰もがスポーツに親しみ、アスリートが育つまちづくり」につきましては、スポーツを行う、観戦する、支えることによって得られる楽しさや喜び、感動、健康増進といったスポーツが持つ価値をより高められるよう、総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ団体と連携しながら、スポーツに親しめる環境づくりに努めてまいります。

また、荒川総合体育館の耐震改修及び大規模改修工事をはじめ、安全かつ安心して利用できるスポーツ施設の整備・充実を図るほか、老朽化が著しい旧市民会館の解体に向けた調査設計を行ってまいります。

村上市スケートパークにおいては、世界における本市出身選手の活躍や、本施設でトレーニングを積んだ選手の「パリ2024オリンピック」での活躍など、これまでの「スケートボードの聖地」に向けた取組が、大きな成果を上げています。今後も充実した育成環境を継続していくため、企業版ふるさと納税寄附金やネーミングライツによる財源確保に努め、子供たちの夢の応援とアスリート支援を進めるとともに、各種大会・合宿を誘致しスポーツツーリズムによる地域の活性化に努めてまいります。

また、「全国スケートボード施設連絡協議会」の構成自治体と連携し、「2025年日本国際博覧会」を通じたPRを行うなど、引き続きスケートボードの普及・発展に努めてまいります。

続きまして、基本目標5「多様性が広がるまち」につきまして、本年度の主な取組について御説明いたします。

初めに、「誰もが自分らしく暮らせるまちづくり」についてであります。一人一人が人権を尊重し、心豊かに暮らせることを目指し、「第2次村上市人権教育・啓発推進計画」に基づき、これまで人権講演会などの啓発事業を進めてまいりましたが、令和9年度からスタートとなる第3次計画の策定に向け、人権に関する市民意識調査を実施し、有識者から成る「村上市人権教育・啓発審議会」において、本市の現状と課題の把握に努めてまいります。

また、深刻化するインターネットやSNSによる誹謗中傷などの人権侵害に対しては、法務局や各種人権団体と連携し、引き続きネット上の誹謗中傷に対する投稿の削除要請を行うとともに、人権尊重の意識啓発に取り組んでまいります。

男女共同参画につきましては、性別に関わりなく、自らの能力を発揮できる社会の実現に向け、「第3次村上市男女共同参画計画」に基づき、セミナー開催などの取組を進めてまいります。

「市民が主役となり自ら活動するまちづくり」につきましては、これまで、各地域のまちづくり組織を中心に多くの地域の方々が関わり、地域の活性化や地域課題の解決に向けた取組により大き

な成果を上げており、さらにこれらの活動が広がりを見せ、地域まちづくり組織の活性化や地域課題の解決のため主体的な取組が進むよう、組織の担い手となる集落支援員を配置し、地域連携や自治会ごとの課題の共有、解決に向けた話し合いの実施など、より身近な組織として共助機能の強化につながるよう支援してまいります。

他方、県外から高校生を受け入れ、本市の豊かな自然、伝統・文化、そして地域住民のぬくもりに触れてもらうとともに、地元の学生と切磋琢磨しながらお互いを高め合い、将来的な関係人口の創出を目指し、令和８年度からの地域みらい留学の学生の受け入れ準備を進めてまいりました。

また、昨年度から実施した「ショートステイ＋保育園利用移住体験事業」をより多くの方に体験していただくために宿泊費の一部を補助し、移住定住を促進してまいります。

「市の情報が広く伝えられ、市民の声が届くまちづくり」につきましては、市の行政情報が、市内外を問わずより多くの皆様にスムーズに届くよう、市報をはじめホームページ、ＳＮＳにより、見やすく分かりやすい情報発信に努めるとともに、災害時や緊急時には情報伝達の瞬発力や拡散力が重要であることから、ＳＮＳを活用し必要な情報を瞬時に伝えられるよう努めてまいります。引き続き、様々な情報発信ツールを生かして、多重的な情報発信による確実な情報提供に努めてまいります。

また、パブリックコメント制度をはじめ、各種審議会や市民ワークショップの開催など、市民や有識者の皆様の御意見に耳を傾けながら、行政運営に努めてまいります。

「デジタル技術を活用した利便性の高いまちづくり」につきましては、自治体ＤＸにおいて、職員をＤＸ人材として育成しながら、ＩＣＴツールの活用などによる業務の省力化や効率化をさらに進め、質の高い行政サービスにシフトしながら行政コストを削減してまいります。

地域ＤＸにつきましては、市民の暮らしのあらゆる場面で利便性が実感できるよう行政手続のオンライン化をより深化させるとともに、スマートフォン教室などをミッションとする地域おこし協力隊員による地域に寄り添ったデジタルディバイド対策を展開し、「スマートむらかみ」の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスなどは、市民の利便性をより高めるものでありますので、引き続き利用促進を図ってまいります。

「効率的な行財政運営による持続可能なまちづくり」につきましては、市税や普通交付税などの一般財源は増加しているものの、障害福祉サービスや介護保険事業などの法定化された義務的経費が増加傾向であり、加えて、近年のガソリンや電気などのエネルギー価格の高騰、人件費や委託料の急激な上昇などの影響により、今後の財政運営は厳しさを増すことが予想されます。

さらに、令和４年８月３日から大雨による災害に係る災害復旧事業の借入金の返済が令和８年度から本格的に始まることから、令和６年度から８年度までの３年間を「財政健全化集中取組期間」と位置づけ、徹底的に歳入・歳出の見直しに取り組んでいるところであります。

そうした中、歳入の確保策として、企業版ふるさと納税の推進や遊休資産の貸付・売却、ネーミングライツの活用、債券による基金の運用などによる歳入の確保に努めてまいりました。

また、公共施設マネジメントプログラムによる施設の見直しを進めながら、本市が「持続するまち」であり続けるため、徹底的に行財政改革を推し進め、安定した財政基盤を維持してまいります。

組織・職員改革につきましては、「職員定員適正化計画」に基づき、計画的な職員の適正配置を図るほか、職員の採用手法や採用試験の実施時期の見直しにより、本市が求める人材の確保に努めてまいります。

また、ライフスタイルや働き方に対する価値観の多様化に対応しながら、職員のウェルビーイングを高め、やりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつなげてまいります。

以上が、私の市政運営に当たっての所信と令和7年度の主な事業概要であります。

本年度は、5年間の計画である「第3次村上市総合計画」が折り返し4年目を迎える年であり、「あふれる笑顔のまち村上」の実現に向けたこれまでの施策が具体的に動き出すことで、目に見えて事業の進展を実感できるものと考えております。

村上駅周辺まちづくり事業につきましては、統合保育園の事業者が決まり、令和9年4月の開園を目指し周辺の道路整備がスタートします。道の駅「朝日」のリニューアルにつきましても、令和9年のオープンを目指しアクセス道路の整備をはじめとした整備計画が着々と進行しています。

また、ゼロカーボンシティを表明している本市にとって、脱炭素社会の実現に向け歩み出している、太平電業株式会社による木質バイオマス発電事業を核とした林業資源の循環、農林業の振興、地域循環型社会の実現に向けた取組である、いわゆる「グリーンプロジェクト」ではありますが、この取組も令和9年12月運転開始を目指し周辺整備に着手いたします。加えて、脱炭素社会に向けた取組の中でも大変象徴的な事業である「村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業」においては、岩船港がO&M港として、また周辺地域が後背地として重要な役割が期待されている中、いよいよ事業が本格化してまいります。

こうしたビッグプロジェクトが待ったなしで動き出しており、その歩みを止めることなくしっかりと前に進めてまいります。

昨年6月には日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」に本市が認定され、本年は、「村上祭の屋台行事」がユネスコ無形文化遺産への拡張登録の期待が膨らむなど、全国・世界中から本市への注目が集まり、インバウンドを含む観光客からの需要も拡大するものと期待をいたしております。

そうした中、本年4月には、いよいよ「2025年日本国際博覧会」が大阪夢洲で開幕します。全世界から注目される一大イベントであり、こうした追い風を感じながら本市はこれまで万博に向け準備を進めてまいりました。万博開催中には、大阪府松原市、和歌山県有田市、山口県長門市、大分県多久市の全国の仲間たちとタッグを組み、「日本各地の食と世界を“共創おにぎり”で結ぶ」と

題して、本市の誇る岩船米、塩引き鮭をPRするとともに、本市に直接訪れていただく機会につながるよう、本市の魅力を存分に全国、そして世界中に発信してまいります。

他方、昨年度から３年間で財政健全化集中取組期間として位置づけており、本年度が２年目の中間年に当たり、その成果が見え始めています。これからも本市が「持続するまち」であり続けるため、不断の見直しを進めてまいります。

行政運営を取り巻く環境は、刻一刻と変化し、その変化を見逃すことなく、しっかりと見極め村上市政のかじ取りを慎重かつ的確に行ってまいりますので、市民の皆様及び議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 御苦労さまでした。

以上で令和７年度村上市施政方針を終わります。

遅くなりましたけれども、昼食休憩のため午後１時４５分まで休憩といたします。

午後 ０時 ３ ９ 分 休 憩

午後 １時 ４ ５ 分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 １ ３ 議第 ６ 号 令和 ７ 年度村上市一般会計予算

議第 ７ 号 令和 ７ 年度村上市土地取得特別会計予算

議第 ８ 号 令和 ７ 年度村上市情報通信事業特別会計予算

議第 ９ 号 令和 ７ 年度村上市国民健康保険特別会計予算

議第 １ ０ 号 令和 ７ 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算

議第 １ １ 号 令和 ７ 年度村上市介護保険特別会計予算

議第 １ ２ 号 令和 ７ 年度村上市上水道事業会計予算

議第 １ ３ 号 令和 ７ 年度村上市簡易水道事業会計予算

議第 １ ４ 号 令和 ７ 年度村上市下水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第6号から議第14号までの9議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第6号から議第14号までの9議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも令和７年度の村上市各会計予算案についてであります。財政健全化の

取組を進めながら、第3次総合計画をはじめとした各種計画の理念や目標を踏まえた施策を展開し、本市の目指す将来像「あふれる笑顔のまち村上」の実現に向けた予算編成を行ったところであります。

令和7年度当初予算案の規模といたしましては、一般会計は395億6,000万円、特別会計は5会計で161億8,523万円、企業会計は3会計で117億1,626万4,000円、全会計の合計では674億6,149万4,000円となります。

予算案の内容につきまして、会計ごとに順次申し上げます。初めに、議第6号は村上市一般会計の予算案であります。予算の総額は395億6,000万円で、前年度当初予算と比較するとプラス9.9%、35億8,000万円の増額となります。増額の要因といたしましては、普通建設事業費で旧ごみ処理場解体事業、道の駅朝日拡充事業、村上駅周辺まちづくり事業、統合保育園整備事業、中学校特別教室空調設備設置事業など、大型の施設整備が重なったことによるものであります。人件費では、給与改定などにより前年度比プラス5.6%、3億9,285万6,000円の増額となったほか、扶助費では、児童手当制度の改正、障害者自立支援経費の増額などにより前年度比プラス11.2%、5億5,388万9,000円の増額となっております。また、物件費では、自治体情報システムの標準化や小・中学校学習者用端末の更新などにより前年度比プラス18.1%、10億6,276万1,000円の増額となっております。

第2条では継続費を、第3条では債務負担行為を、第4条では地方債の起債の目的及び限度額等を、第5条では一時借入金の借入れ最高額を30億円と定めたところであります。

それでは、予算の概要から主なものを前年度と比較して申し上げます。歳入では、第1款市税で、定額減税の終了による市民税の増額や前年度実績を踏まえた固定資産税の増額などによりプラス5.5%、64億3,780万5,000円を見込みました。第2款地方譲与税から第10款地方特例交付金までは、総務省が発表する地方財政の見通しなどを参考に算定し、第11款地方交付税では、普通交付税で給与費や社会福祉費の増、臨時財政対策債からの振替による増などを、特別交付税では歳入対象事業費の増などを見込み、合わせてプラス1.5%、143億6,600万円を計上いたしました。第15款国庫支出金では、児童手当負担金などの増によりプラス23%、41億2,559万8,000円を、第16款県支出金では、公立学校情報機器整備事業費補助金などの増によりプラス6.6%、22億8,657万2,000円を見込み、第18款寄附金では、ふるさと納税寄附金などの増によりプラス39.8%、7億1,120万4,000円を計上いたしました。第19款繰入金では、基金繰入金で財政調整基金から9億8,000万円、環境衛生基金から6億6,080万円を繰り入れることとしており、プラス62.4%、26億2,238万円を計上いたしました。第21款諸収入では、プレミアム商品券販売収入などの減によりマイナス15.1%、10億5,395万円を、第22款市債では、統合保育園整備事業債や道の駅整備事業債などの増によりプラス39.7%、41億8,590万円を計上いたしました。

次に、歳出では、第2款総務費で38億6,607万1,000円、庁舎情報システム管理経費などの増によ

りプラス20.9%、6億6,792万9,000円の増額とし、第3款民生費では117億6,787万4,000円、統合保育園整備事業経費や児童手当支給経費などの増によりプラス14%、14億4,130万6,000円の増額としております。第4款衛生費では34億5,908万5,000円、旧ごみ処理場解体事業経費などの増によりプラス22.8%、6億4,243万1,000円の増額とし、第6款農林水産業費では23億8,447万円、林道施設経費や漁港施設整備経費などの減によりマイナス9.1%、2億3,864万7,000円の減額としております。第7款商工費では18億9,997万6,000円、村上市民ふれあいセンター経費などの増によりプラス16.7%、2億7,178万6,000円の増額とし、第8款土木費では50億3,994万4,000円、道の駅朝日拡充事業経費や村上駅周辺まちづくり事業経費などの増によりプラス7%、3億2,989万円の増額としております。第9款消防費では17億9,197万6,000円、防災行政無線管理経費などの減によりマイナス22.7%、5億2,714万2,000円の減額とし、第10款教育費では46億4,442万1,000円、G I G Aスクール推進事業経費や中学校施設改修経費などの増によりプラス21%、8億571万7,000円の増額としております。第11款災害復旧費では4億6,760万1,000円、指定文化財災害復旧費などの増によりプラス4.9%、2,175万5,000円の増額とし、第12款公債費で35億5,800万3,000円、プラス1.4%、4,834万8,000円の増額、第13款諸支出金では3億7,626万2,000円、ふるさと応援基金積立金などの増によりプラス44.2%、1億1,532万8,000円の増額といたしております。

続きまして、特別会計の予算案について申し上げます。議第7号は、村上市土地取得特別会計の予算案であります。予算の総額は6億7,423万円とし、前年度比5億6,240万5,000円の増額であります。

歳入では、第1款財産収入で土地売却収入などで2億397万3,000円を、第2款土地開発基金借入金で1億6,312万8,000円を、第3款繰入金では一般会計繰入金などで3億712万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款財産取得費で土地取得事業経費1億6,312万8,000円を、第2款諸支出金では土地開発基金償還金などで5億1,110万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第8号は村上市情報通信事業特別会計の予算案であります。予算の総額は3億8,100万円とし、前年度比マイナス17.9%、8,300万円の減額であります。

歳入では、第1款分担金及び負担金で情報通信施設負担金20万3,000円を、第2款使用料及び手数料では情報通信施設使用料などで2,258万9,000円を、第3款繰入金では一般会計繰入金2億985万5,000円を、第5款諸収入では光伝送路等貸付料などで4,365万2,000円を、第6款市債では情報通信施設整備事業債1億470万円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で施設管理費などで3億7,432万1,000円を、第2款公債費では起債の元利償還金467万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第9号は村上市国民健康保険特別会計の予算案であります。予算の総額は55億1,000万円とし、前年度比プラス0.6%、3,400万円の増額であります。

歳入では、第1款国民健康保険税で8億5,823万6,000円を、第5款県支出金で保険給付費等交付金41億7,484万4,000円を、第7款繰入金では一般会計繰入金などで4億6,270万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で総務管理費などで8,746万6,000円を、第2款保険給付費では一般被保険者療養給付費などで40億9,368万円を、第3款国民健康保険事業費納付金では医療給付費分などで12億334万5,000円を、第4款保健事業費では保健事業経費1億692万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第10号は村上市後期高齢者医療特別会計の予算案であります。予算の総額は9億5,700万円とし、前年度比プラス0.4%、400万円の増額であります。

歳入では、第1款後期高齢者医療保険料で6億8,093万9,000円を、第3款繰入金では一般会計繰入金2億6,384万1,000円を、第5款諸収入では県後期高齢者医療制度特別対策補助金などで1,216万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で総務管理費などで1,790万7,000円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で9億2,390万4,000円を、第3款保健事業費では保健事業経費1,348万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第11号は村上市介護保険特別会計の予算案であります。予算の総額は86億6,300万円とし、前年度比プラス2.8%、2億3,200万円の増額であります。

歳入では、第1款保険料で介護保険料15億7,407万6,000円を、第2款分担金及び負担金では給食サービス事業負担金などで1,175万円を、第4款国庫支出金では介護給付費負担金などで20億8,431万2,000円を計上し、第5款支払基金交付金では介護給付費交付金などで22億5,335万2,000円を、第6款県支出金では介護給付費県負担金などで12億3,875万1,000円を、第8款繰入金では一般会計繰入金などで14億9,723万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で認定調査経費などで2億649万7,000円を、第2款保険給付費では施設介護サービス給付費などで81億8,791万5,000円を、第3款地域支援事業費では介護予防・生活支援サービス事業費などで1億8,804万8,000円を、第4款保健福祉事業費では高齢者紙おむつ購入費助成事業経費などで4,839万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、企業会計の予算案について申し上げます。議第12号は、村上市上水道事業会計の予算案であります。業務の予定量につきましては、給水戸数2万610戸、年間総給水量543万3,077立方メートルを予定をいたしております。

収益的収支予算では、事業収益を11億5,150万円、事業費用を11億4,160万円とし、利益は990万円を予定をいたしております。

資本的収支予算では、資本的収入を6億6,228万3,000円、資本的支出を11億5,595万5,000円とし、主な事業といたしましては、拡張事業では岩沢地内において新設井戸建設に伴う試験井戸工事など

を行うほか、市道浜新田松山線などにおいて石綿管改良工事など、老朽化に伴う配水管の更新工事を実施をいたします。収支差引き不足額 4 億 9,367 万 2,000 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

次に、議第 13 号は村上市簡易水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、給水戸数 3,825 戸、年間総給水量 80 万 8,215 立方メートルを予定をいたしております。

収益的収支予算では、事業収益及び事業費用を同額の 3 億 3,910 万円としております。

資本的収支予算では、資本的収入を 2 億 7,222 万 6,000 円、資本的支出を 4 億 160 万 9,000 円といたしており、主な事業といたしましては、山北地域における老朽管更新工事を継続して行うほか、電気計装設備などの更新工事を実施をいたします。収支差引き不足額 1 億 2,938 万 3,000 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

最後に、議第 14 号は村上市下水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、接続戸数 1 万 8,140 戸、年間有収水量は 512 万 4,040 立方メートルを予定をいたしております。

収益的収支予算では、事業収益及び事業費用を同額の 38 億 400 万円としております。

資本的収支予算では、資本的収入を 36 億 1,279 万 1,000 円、資本的支出を 48 億 7,400 万円としており、主な事業といたしましては、神林地域の農業集落排水施設 3 地区を公共下水道村上処理区へ統廃合するための実施設計業務等を行うほか、浸水対策として荒川地域の雨水幹線整備工事を引き続き実施することといたしております。収支差引き不足額 12 億 6,120 万 9,000 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

以上で令和 7 年度の村上市各会計の予算案につきまして一括して御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で議第 6 号から議第 14 号までの提案理由の説明を終わります。

令和 7 年度村上市施政方針及び議第 6 号から議第 14 号までの令和 7 年度一般会計予算及び各特別会計、事業会計予算の質疑は、明日の代表質問で行います。

日程第 14 議第 15 号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について

議第 16 号 粟島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について

議第 17 号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更について

議第 18 号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について

議第 19 号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について

議第 20 号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について

議第 21 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第 14、議第 15 号から議第 21 号までの 7 議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第15号から議第21号までの7議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第15号及び議第16号につきましては、令和7年度を始期とする第3次村上岩船定住自立圏共生ビジョンの策定に伴い、関川村及び粟島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について、村上市議会の議決すべき事件を定める条例第5号の規定に基づき、議会の御議決を求めるものであります。議第15号は関川村との定住自立圏形成協定を、議第16号は粟島浦村との定住自立圏形成協定をそれぞれ変更締結するものであり、変更内容につきましては、地域医療体制の充実に向け、村上総合病院の医師確保などを共同して行うことや、公共交通ネットワークの確保に向け、圏域内の交通資源を有効活用し、相互利用や効率的な運行について協定に加え、取組をさらに展開させようとするものであります。

次に、議第17号は村上市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。本計画は、過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法により、令和3年度から令和7年度までを計画期間として策定したものであります。このたび事業計画に新たな事業を追加し、国の財政支援措置を受けるため計画を変更しようとするものであり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項により準用する同条第1項の規定により、議会の御議決を求めるものであります。

次に、議第18号から議第20号までの3議案につきましては、いずれも村上市辺地に係る総合整備計画の策定または変更について議会の御議決を求めるものであります。議第18号は小岩内総合整備計画を、議第19号は中継総合整備計画をそれぞれ新たに策定し、国の財政支援措置を受けようとするものであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の御議決を求めるものであります。

議第20号につきましては、今川辺地総合計画の計画期間を令和6年度1年間から令和7年度までの2年間に変更しようとするものであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により準用する同条第1項の規定により、議会の御議決を求めるものであります。

最後に、議第21号は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてであります。本案は、刑法の改正により刑罰の懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されたことに伴い、関係する5つの条例について所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第15号から議第21号までの7議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第15 議第22号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第23号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第24号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第25号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第26号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第27号 村上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第28号 市有財産の処分について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第22号から議第28号までの7議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第22号から議第28号までの7議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第22号は村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項について所要の改正を行うものであります。主な改正の内容につきましては、時間外勤務の免除対象となる子の範囲を現行の3歳未満の子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大することなどによるものであります。

次に、議第23号は村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、法と条例の条項にずれが生じることから、条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第24号は村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、市の非常勤特別職である学校薬剤師の報酬を改定しようとするものであり、現在の業務内容及び従事時間、訪問頻度等を考慮し、現行の年額5万円を6万5,000円にしようとするものであります。

次に、議第25号は村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、令和6年8月8日の人事院及び10月11日の新潟県人事委員会により、給与制度のアップデートとして社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に関する勧告がなされたことから、勧告内容に準拠し、条例に所要の改正を行うものであります。主な改正の内容につきましては、係長級以上における各級初号の給料月額の上上げや、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子供に係る扶養手当について1人月額1万円から1万3,000円に引き上げ、これに伴う緩和措置を行うことなどについて勧告に準拠した改正をしようとするものであります。

次に、議第26号は村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、同様に人事院及び新潟県人事委員会から給与制度のアップデートとして勧告されました内容に準拠し、条例に所要の改正を行うものであります。改正の内容につきましては、定年前再任用短時間勤務職員等への寒冷地手当の支給を可能にするものであります。

次に、議第27号は村上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律並びに国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行を踏まえ、昨今の社会経済情勢の変化並びに宿泊料金高騰の状況を勘案し、本市職員の旅費に関する規定における宿泊料の上限額を現行の1泊1万1,000円から1万9,000円にしようとするものであります。

最後に、議第28号は市有財産の処分について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の御議決を求めるものであります。処分する物件につきましては、村上市日下地内の土地3筆、合計6万6,701平方メートルをバイオマス発電事業の用地に供するため、太平電業株式会社に対して1億4,000万円で譲渡しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから一括質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　御苦労さまです。最後の議第28号ですか、これ日下の土地の売買の件なのでしょうけれども、売買の契約書の中の第16条の3番目、この3番目で包括連携協定書というものの中に書かれているのを遵守していくという形になっていますけれども、その協定書というのはいらないのですか。協定書って見せてもらったっけ。協定書というのが欲しいのですけれども。

○議長（三田敏秋君）　企画戦略課長。

○企画戦略課長（山田美和子君）　大変申し訳ございません。こちらのほうには上げていないのです

けれども、見れないということではございませんので、中身を公開できないというような内容ではございません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） これ見ると、総文のほうで協議というか、付託されて審議されると思うのですけれども、私は経済建設なもので、この機会を逃すと質疑ができないという状況なのです。したがって、本当は協定書を、本当はというか、見たいのですけれども、協定書も用意した上で常任委員会のときの質疑等に対応していただきたいと、こんなふうに思いますが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 大変失礼しました。私自身も各関係機関、団体と協定結んでいるやつは全部フルオープンになっているものだと思っていたものですから、なお確認しますけれども、全て公開できるものについては公開をしてみたいというふうに思っておりますし、今その内容を確認した上でということでもありますので、関係する資料については提供させていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） では、よろしくお願いします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第22号から議第28号までの7議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第16 議第29号 村上市犯罪被害者等支援条例制定について

議第30号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について

議第31号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第32号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第33号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第29号から議第33号までの5議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第29号から議第33号までの5議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第29号は村上市犯罪被害者等支援条例制定についてであります。犯罪被害者等基本法の施行により、地方自治体においても地域の状況に応じた施策を講じることとされており、本市におきましても村上市犯罪被害者等見舞金支給事業などの支援を行っているところであります。本案は、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等を支え、その被害からの早期回復及び軽減を図るとともに、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として条例を制定しようとするものであります。

次に、議第30号は村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、神林学童保育所について、令和7年4月より旧神納東小学校跡地を活用した子育て支援拠点施設に移転して運営を行っていくため、位置及び定員の改正を行うほか、児童福祉法改正に伴う項ずれについて所要の改正を行うものであります。

次に、議第31号は村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、満3歳以上の児童に係る保育士等の配置基準が見直されたこと並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、管理栄養士が新たに規定されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第32号は村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、子ども・子育て支援新制度の施行時に設けられていた地域型保育事業における連携施設の確保に係る経過措置特例が令和7年3月末をもって期限を迎えるところを、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により令和12年3月末まで延長されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

最後に、議第33号は村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、高齢者の閉じ籠もり予防等を目的として実施してきた生きがい通所サービス事業について、介護予防事業で実施している通所事業と内容がほぼ同一であることや、より利用者の状態に合わせたサービス提供が可能であることなどから生きがい通所サービスを廃止し、事業の整理を行うこととしたものであります。なお、当該サービスの廃止に伴い、サービスを受けられなくなる方はおりません。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第29号から議第33号までの5議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第17 議第34号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について

議第35号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について

議第36号 村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第37号 山北林業センター条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第17、議第34号から議第37号までの4議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第34号から議第37号までの4議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第34号は村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例が施行され、生産物採取料が改定されたことに伴い、県に準じた額に改定するものであります。

次に、議第35号は村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例が施行され、土石採取料が改定されたことに伴い、県に準じた額に改定するものであります。

次に、議第36号は村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に関する見直しが行われたため、条例に所要の改正を行うものであります。

最後に、議第37号は山北林業センター条例を廃止する条例制定についてであります。山北林業センターにつきましては、昭和50年3月に開設以来、林業技術者の研修などを行ってきたところでありますが、建物が老朽化し、安全性の確保が難しくなったことから、施設の解体を行っているところであります。山北林業センターが担ってきた機能面については、拠点を設けることなく他の施設を活用して研修や会議を行うことができることから、このたび令和7年3月末をもって山北林業センターを廃止しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第34号から議第37号までの4議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第18　議第38号　令和6年度村上市一般会計補正予算（第16号）

○議長（三田敏秋君）　日程第18、議第38号　令和6年度村上市一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君）　ただいま上程をいただきました議第38号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和6年度村上市一般会計補正予算（第16号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億5,090万円を追加し、予算の規模を417億1,230万円にしようとするほか、繰越明許費及び地方債の補正を行うものであります。

補正の主な内容といたしましては、国の補正予算に伴う事業費や公定価格の改定に伴う保育園の指定管理料などを追加したほか、事業費の確定による減額調整を行いました。また、普通交付税で前倒し交付となった臨時財政対策債償還費を減債基金へ積み立てるとともに、余剰金については財政調整基金に積立てを行うものであります。

歳入におきましては、第2款地方譲与税で森林環境譲与税890万円を、第11款地方交付税で普通交付税1億2,182万4,000円をそれぞれ追加し、第15款国庫支出金では公共土木施設災害復旧事業費負担金などで1,606万4,000円を減額し、第16款県支出金では畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金などで4億1,108万7,000円を、第17款財産収入では土地売却収入などで1億4,495万2,000円を、第18款寄附金で企業版ふるさと納税寄附金200万円を、第22款市債では農業農村整備事業債などで7,820万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で庁舎情報システム管理経費679万5,000円を減額し、第3款民生費では保育園運営経費などで7,313万4,000円を、第6款農林水産業費では畜産振興経費などで4億4,167万1,000円を、第7款商工費では蒲萄スキー場特別会計繰出金などで3,458万8,000円をそれぞれ追加をいたしました。第8款土木費では道路対策事業経費などで4,002万6,000円を減額し、第9款消費費では防災対策一般経費1,754万9,000円を追加し、第11款災害復旧費では公共土木施設

災害復旧費などで2,105万4,000円を減額し、第13款諸支出金では減債基金積立金などで2億5,144万9,000円を追加しようとするものであります。

第2条、繰越明許費の補正は、住民税非課税世帯給付金給付事業経費ほか25事業を翌年度に繰り越して使用することができる経費として追加をいたしました。

第3条、地方債の補正は、農業債などの限度額を変更しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　23ページなのですが、基金積立金のうち財政調整基金積立金が1億円ということなのですが、これで幾らになりますか、財政課長。財政調整基金。

○議長（三田敏秋君）　財政課長。

○財政課長（榎本治生君）　一応令和6年度末の見込みですが、28億円程度になる予定であります。

○議長（三田敏秋君）　姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　たしかこのうち、新年度予算に9億円でしたっけ、出すという考え方でよろしいですね。

○議長（三田敏秋君）　財政課長。

○財政課長（榎本治生君）　そのとおりでございます。9億8,000万円の取崩しを予定しております。

○議長（三田敏秋君）　姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第38号については、令和6年度一般会計予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算決算常任委員会に付託をいたします。

日程第19　議第39号　令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）

議第40号　令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議第41号　令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第42号　令和6年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君）　日程第19、議第39号から議第42号までの4議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君）　ただいま上程をいただきました議第39号から議第42号までの4議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第39号は令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,000万円を追加し、予算の規模を1億6,118万5,000円にしようとするほか、繰越明許費を計上するものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第3款繰入金で一般会計繰入金3,000万円を、歳出におきましては、第1款総務費で蒲萄スキー場運営経費3,000万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2条、繰越明許費は、蒲萄スキー場運営経費を翌年度に繰り越して使用することができる経費として計上いたしました。

次に、議第40号は令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ890万円を減額し、予算の規模を57億1,770万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第6款財産収入で国民健康保険事業財政調整基金運用収入60万4,000円を追加し、第7款繰入金では国民健康保険財政調整基金繰入金などで697万4,000円を、第9款諸収入では一般被保険者延滞金及び過料253万円をそれぞれ減額いたしました。

歳出におきましては、第2款保険給付費で出産育児一時金950万円を減額し、第5款基金積立金で国民健康保険事業財政調整基金利子積立金60万4,000円を追加しようとするものであります。

次に、議第41号は令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ130万円を追加し、予算の規模を87億7,200万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第7款財産収入で介護保険給付等準備基金運用収入132万1,000円を、歳出におきましては、第5款基金積立金で介護保険給付等準備基金利子積立金132万1,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

最後に、議第42号は令和6年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では、他会計補助金として能登半島地震における災害救助費に係る一般会計からの繰入金3万9,000円を追加し、総額11億7,607万7,000円にしようとするものであります。

支出では、営業費用で配水及び給水費における時間外勤務手当で25万円を、資産減耗費の不足分として500万円を、営業外費用では消費税及び地方消費税の不足分として2,499万9,000円をそれぞれ追加し、総額を11億5,264万2,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第39号から議第42号までの4議案については、令和6年度特別会計予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、明日は午前10時から代表質問を行いますので、定刻までに御参集を願います。

長時間にわたり、大変御苦勞さまでございました。

午後　2時36分　散　会